

(第三十三部)

第五回 参議院内閣・人事連合委員会會議録第一号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)
午前十一時二十二分開会

委員氏名

内閣委員
委員長 河井 彌八郎
理事 カニエ邦彦君
理事 中川 幸平君
理事 藤森 貞治君
理事 河崎 ナツ君
理事 荒井 八郎君
理事 城 義臣君
理事 栗栖 越夫君
理事 佐々木鹿蔵君
理事 岩本 月洲君
理事 下條 康徳君
理事 新谷寅三郎君
理事 鈴木 直人君
理事 堀 眞琴君
理事 三好 始君

人事委員
委員長 中井 光次君
理事 木下 源吉君
理事 宇都宮 登君
理事 赤松 常子君
理事 徳田 宇右衛門君
理事 小串 清一君
理事 小林 英三君
理事 稻垣平太郎君
理事 木村三郎君
理事 大山 安君
理事 寺尾 博君
理事 東浦 庄治君
理事 羽仁 五郎君
理事 岩男 仁蔵君

本日の會議に付した事件

○行政機関職員定員法案(内閣送付)

(河井彌八郎委員長席に着く)

○委員長(河井彌八郎) これより内閣委員、人事委員の連合委員会を開会いたします。先ず行政機関職員定員法案を議題といたし、政府より提案の理由を御説明願います。

○國務大臣(本多市郎) 只今提案になりました行政機関職員定員法案の提案理由について御説明いたします。

御承知のごとく、國家行政組織法が施行になりますと、これに基づき各省各廳の組織及び定員を法律で定めることとなるのであります。政府はこの機会を絶好の機会として、行政機構の簡素化と、職員数の削減とを行い、多年の懸案であり且つ國民の輿論でもありますところの、行政整理を断行せんことを期し、各省各廳の設置法案はすでに御審議をお進め願つてゐるのであります。が、ここにこの行政機関職員定員法案を提出した次第であります。

即ち、この法律は、國家行政組織法に基づき行政機関即ち内閣の統轄の下におきます総理府、法務府、各省及び經濟安定本部の職員定員を定め、政府はここに定められた定員の数にまで、職員数を本年六月一日から九月三十日までの間に、逐次整理するものと、これに必要な事項を定めたものであります。以下その大要について御説明いたします。

その各々に置かれる職員の総定員を定めております。而して、これらの行政機関の内部部局、地方支分部局及び附屬機関の定数は、右の各々の総定員の範囲内で、各大臣が行政事務の實際に應ずるよう適切に定めることといたしております。

各行政機関の所定員は、第二條に列挙してある通りであります。この新定員の算定決定にあたりましては、昭和二十四年度予算の査定における標準予算定員に對し、一般會計三割減、特別會計二割減を目途とし、これに各省各廳の事務の實際を詳細に勘案して、最も合理的な数に決定したのであります。

その新定員決定の基礎につきましては、それそれ主管大臣から御説明をいたすこととなります。その總計においては、八万七千二百九人となり、これを旧定員に比較いたしますと、本年度予算において認められた新規増員を含めて、約二万四千人の減員となり、これにより現実に退職する職員の数は、約一十七万人前後となる予定であります。

以上の整理に際し必要な事項は、附則の各項に定められてゐるのであります。が、その主要な点は次の通りであります。

まず、地方自治法附則第八條の規定に基づき、都道府縣に勤務しております政府職員の新定員は、地方自治法の立前から、地方自治法施行規程で定めることが適當でありますので、同施行規程の定めるところに譲り、その新定員

をこえる職員の整理については、一般政府職員と同じに取扱ふことにいたしました。

次に御承知のごとく、國家公務員法は、職員に對して、その意に反して免職せしめる等不利益な処分を行つた場合には、その職員は人事院に對しその審査を請求することが出来る旨の規定を設けてゐるのであります。が、今次の整理を円滑に行います上には、この審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があります。

次は、日本専賣公社及び日本國有鐵道の職員の整理に關してであります。御承知の如く本年六月一日より右の同公共企業体が發足することとなるのであります。大藏省及び運輸省の職員の相当部分が右の同公共企業体に移管されることとなるのであります。が、この職員についても、整理を行う必要があり、特にその定員を定め、一般政府職員の整理と同様の方法で整理することといたしました。

而してこの場合、公共企業体労働関係法によりまして、職員の免職等の事項は団体交渉の対象としこれに關し労働協約を締結することを妨げないこととする。これに關する苦情は苦情処理共同調整機構が解決することと定められてゐるのであります。が、この規定も今次の行政整理には適用しないことといたしました。

最後に、今次の行政整理により退職する職員については、その退職後の生活を保障するため、充分なる退職手当を支給すべきことは勿論であり、政府

は、他の失業対策と共に、この問題についても深甚なる考慮を拂つております。但し現下のわが國の經濟、財政情況の下におきまして、退職手当の金額につきましても本年度の均衡予算の下で決定しなければならぬことも亦認めざるを得ないのであります。よつてこの法律は、附則第一項におきまして、退職手当についての根本方針を定め、その具體的規定は政令に譲つてゐるのであります。

以上が、この法律案の内容の大要であります。政府は確乎たる決意の下に、今次の行政整理を行い、以て、現下のわが國に相應する適正なる行政機構の規模を定め、この新たな規模の下におきまして、能率的なる行政事務の遂行に万遺憾なきを期したいと考えております。

何とぞ政府のこの決意を諒とせられ慎重御審議の上、速かに御議決あらんことを希望いたします。

○羽仁五郎君 議事進行について……今この委員会の議題となりました定員法案につきましても、主として内閣委員会がこれを審議なさるわけであり、人事委員は、それに問題の性質上、人事委員会との連合委員会を開いて下さつたことを、大変私として有難いと思つておるわけですが、御承知のように人事委員会は前の議會で國家公務員法改正案を通して、そして國家公務員法が、國家公務員の職務の遂行に當り最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で選拔され、且つ指導すべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主

的且つ能率的な運営を保障することを目的とするという國家公務員法の施行について、人事委員会は重大な責任を持つておりますので、この際どうか委員長及び委員各位におかれまして、その点を御考慮下さいまして、この定員法案の審議につきましては、どうかできるだけ内閣委員会と人事委員会との連合委員会を續けて頂きたいというふうに考へるのですが、それについて早速動議として提出したのであります。が、昭和二十二年の議院運営委員会の申合せによりまして、大体法案の付託せられた委員会が最後に採決せられることになつておりますけれども、今申上げましたような意味から、若し内閣委員会の委員長及び委員各位が御賛成下さいますならば、内閣委員会委員長の方から、議院運営委員会にお申入をして頂きまして、この定員法案については、この法案の性質上、内閣委員会と人事委員会との連合委員会において採決をせられるというのを、運営委員会でお考えを願えれば、そういうふうにお決めを願いたいということをお願いいたします。委員各位から運営委員会にお申入を願いたいと、こういう動議が私の第一の議事進行上の希望であります。

それから第二は、やはり續けて申上げまして恐縮ですが、時間の節約上あれです。第二は、今政府から御説明になりましたところにありますように、この定員法案については、御承知のように、可否両論相半ばしておるのであります。で、政府は今ここに御説明になりましたように、この機会を絶好のチャンスとしてというふうに言われますが、その絶好ということについても異論が十分あることであります。

し、それから今御説明になりましたように、今回の整理を円滑に実行する上に、苦情処理の規定を創るというお考えですが、この点について果してそういふふうに行くことが円滑に行くことであるか、或いは却つてそれは非常に円滑でないことになつてしまふのではないか。尚、内容上についても賛否の両論が対立しておる問題でありますので、第五國會の会期等の問題もございしますが、これがやはり合理的に、且つさつき申上げましたように、官廳事務が能率的に遂行されるというためにこの法案が審議せられるという目的を以ちまして、どうか公聴会を開いて、その賛否両論をお聞き下さいまして、そしてこの法案の処理を完全にして、以て民衆及び直接この國家公務員諸君の納得が行くような結論を出して頂くたい、これが私の議事進行上についてお願いであります。どうか御審議を願います。

○委員長(河井彌八君) 委員長として羽仁君にお答えいたします。第一のこの定員法を議する際に、阿委員会が連合して採決まで行くと、こういう御要求が第一だと思ひますが、それについては運営委員会に申入れてさうな途を開くようにということでありまして、私の解するところでは、この法案が付託せられたのは内閣委員会でありまして、決定は内閣委員会にお任せらるべきものであると解します。併しこの法案の重要性に鑑みまして、今日もそうでありまして、人事委員諸君と合同の會議を開くことは、その人事委員諸君の御意見が、十分に内閣委員を動かすだけの力を以て御陳述になつたならば、それでよろうと考えております。

第二点につきましては、公聴会を開くということでありまして、これも内閣委員の所管でありますから、これは後刻開くか開かないかということについて、委員会において決定しようと思ひます。但し会期がどのくらい延びるかという問題がありますので、委員会といたしましては、相当会期を延ばして呉れたいという要求はいたします。併し委員諸君の御希望によりまして、公聴会を開くような機会があれば、これは非常に好ましいことである、かように委員長は考えております。

○羽仁五郎君 重ねて發言して甚だ恐縮であります。先日人事委員会において、この問題が重要でありますので、いろいろ調査の關係で討論を重ねて参つたのであります。その際の印象は、甚だ不幸な印象であります。が、政府の内部に人事院という近代的人事行政を主管せられる新しい機構ができておるにも拘わらず、まあ止むを得ない点もありまして、この人事院の機能、又その任務というもののについて、どうも我々の見るところ十分の御了解がないのではないかと感ずる点があるのであります。それで我々人事委員会としましては、國家公務員法を通過し、そして又人事院というものが成立した以上、人事行政が合理的に行われ、能率的に行われるために、人事院の機能を最大限に發揮して頂くたいと考へるのであります。歴大なる國費を費して新しい主管の官廳ができたわけでありまして、人事院の機能を最大限に發揮して頂くたい。ところが、先日來のいろいろの政府側の御答弁を見ると、どうもこの間の感じが、円滑に行つていないのではないかと。行政整理を円滑に行われるという前に、政府と人事院との關係がもう少し円滑に、そして法律が定めるところに能率的に行われることを希望するのであります。併し、これは大分國會の責任もあるかと考へるのであります。それで定員法案が内閣委員会に付託せられましたことにつきましても、從來の考え方であるが、併し政府の側においては、人事院の機能を十分に活用せられていない。それから又議會の側においては、人事委員会の機能が十分活用せられていない。なかなか私願の願うところは、政府が人事院と十分円滑な關係を持つて行かれた、そういう意味からも、只今第一の方の希望を動議的に申上げましたので、且つ、付託せられた委員会が採決をせられるというのには、運営委員会の申合せでありまして、別に法律でもなければ、規則でもないで、若し内閣委員会委員各位において御賛成がありましたら、一應お取上げを願いたいと思へる次第であります。

○委員長(河井彌八君) 羽仁君にお答えいたします。只今の点は、向よく内閣委員において協議いたしまして決定いたします。

○編纂者 只今の羽仁君の御發言は、議事進行に關しての動議であります。

○委員長(河井彌八君) 彌君にお答えいたします。一應委員長は委員會の事務全部を執行いたします責任を持つておりますから、大体委員長長の權限において差支えないと思ひ程度において説明を申上げて置いたつもりであります。決定すべきことがありますれば、委員會に諮つて決定いたします。この際國務大臣の説明もありましたから、議案について質疑を願います。

○カニ二郎君 二、三ちよつとお伺いしたいと思ふのですが、まだ余り調べておりませんから……この法務府の六月三十日までと、この四万一千八百五十四人をそのままにするということの理由について一應伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤功君) 大臣に代りまして、技術的な問題でございしますからお答え申上げます。この法務府は、この表の中に、中央更生保護委員會、一千二十九というのを書いてございします。これは併しながら御承知のように、犯罪者予防更生法案というものが現に國會に出ておまして、それによつて設けられる外局でございしますが、その法律が七月一日から施行されるということになつておるわけでございします。従ひまして、この附則第一項に書いてございしますように、中央更生保護委員會については、七月一日から施行

いとも異論が十分あることであります

員を動かすだけの力を以て御陳述にな

に行われ、能率的に行われるために

は、議事進行に關しての動議でありま

委員に對しては、七月一日から施行

するということになるわけでありま

す。この定員法が六月一日からござ

共、そういう煩瑣な派山の事務を起

障する基本的人権は、侵すことのでき

とすることは考えられないのであり

いますので、一月の間はこの中央更生

は、これは大臣と私の議論になろうか

と思ひますから、一應又あとで一つ

問題には非常に賛成なのですが、こ

保護委員会は存在しないことになるわ

か、簡便なものを出しになるのじや

ないかと私は思ひますが、これの

問題には非常に賛成なのですが、こ

けです。それでこの一千二十九名の定

大臣が申されましたような、そんな

とて、私は一應この点は、後日に廻す

いたしまして……

員は、その七月一日までは、その大部

重要な意味ではなからうと思ふ。もつ

とて、私は一應この点は、後日に廻す

いたしまして……

が本府の中の矯正関係の局に勤務し

の憲法第十一條、第十三條中並

びに第二十二條のこの基本的な精神

が、これは大臣と私の議論になろう

たりまして、保護委員会が発足しまし

て、憲法の第十一條、第十三條中並

びに第二十二條のこの基本的な精神

が、これは大臣と私の議論になろう

たときに保護委員会の方に移るわけ

で、さういふことでは、何と云ふ

か、簡便なものを出しになるのじや

ないかと私は思ひますが、これの

ございます。細かい内訳は一千二十九

大臣が申されましたような、そんな

とて、私は一應この点は、後日に廻す

いたしまして……

日に新規に採用されるわけでありま

の憲法第十一條、第十三條中並

びに第二十二條のこの基本的な精神

が、これは大臣と私の議論になろう

きましたものが、六月三十日まで本

府の中に入つておるといふ關係で、

が、それが、これだけが、特に五月

十日といふこと理由について御説明

願ひたいと思ひます。

第三十三番 参議院内閣・人事適合委員会議録第一号 昭和二十四年五月十三日

新しい憲法は新しくできたものであつて、今我々が専ら考えるべきものは、この新しい憲法の精神を飽くまでも守り、これを育て上げて行くことにあると私は確信していますが、その意味において新しい憲法というものは、果して百年の後にあなたは後世の批判を受けたいとお考えになるか、その確信があらくなるか。新しいものを作つて行くときには、盛んに除外例を作つて行つていゝものか、それとも新しい憲法がまだ十分に根が生えていないときに除外例を作るといふことは、憲法の精神を危くするものだと、このカニエ君の討論に承服されて、この今の附則を削られる御意思がないか。又これは國家公務員法にもちやんとこのことは書いてある。この國家公務員法はそういう意味において優先的な規定を以て優先的な性質を與えられています。その憲法に対するお考えです、新しい憲法に対して除外例を作ることが憲法を危くするお考えとお考えになるか、或いはその憲法が危くなるというようにお考えにならないかどうか。

○國務大臣(本多市郎君) 憲法の成文そのものの除外例を設けるというのではないのでありまして、國家公務員法という法律の條項の適用をこの場合には國家的見地から除外しておいた方が適當であるという考えであります。この憲法問題の論議になりますと、用語等についてもいろいろ誤解を招く處れがありますから、余り用語の上の論議は差控えたいと存じますが、この憲法の條章に反しないことならば、法律的に問題を処理して行くことは少し

も差支えない、こう考えております。○羽仁五郎君 いろいろの論議を生ずるから差控えたいということじやなく、我々が立法院においてこの法律を作つて行くときに、その一つ／＼によつて法律が、我々が日本の將來といふものをそこにかかつて以て希望としておる憲法といふものをしつかりしたものに確立させて行くか、それともそれが次第にくらつて行かぬかといふことは事實の問題です。憲法に対する除外例を設けるのではないといふことをおつしやるが、事實においてその除外を作つておるといふことをお考えになつて、もう少し政治家として立派な御答弁を願ひたいのです。

○國務大臣(本多市郎君) 強いて素人議論をやれと言われますならば、何万という人がこういう明白な理由の下に退職を命ぜられた場合に、そういう人達が悪く審査の請求でもやるということになりますと、このためにその人達の手数も大変なものであり、國家的にこれを処理するということも容易ならんことでありまして、こう私は全般的に考えまして、公共の福祉にも影響を及ぼすことと存じております。でありますから、こうしたことは國家的見地からこれを解限いたしまして、法律を以て適切に処理して置くということは何ら憲法の精神に反しないと考えております。

ない。基本的人権の方が遙かに上のものである。基本的人権は最高のものであつて、それには歴史的な、論理的な確平たる根拠があることである。公共の福祉といふことについては、これは一種の、先日参議院の本会議において御論員も述べられたように、歴史上又論理上の確平たる根拠のあるものではない。一種のフィクションである。擬制である。従つて公共の福祉に反しない限りといふのは、公共の福祉を脅かす限りの、現実の危険があるときに限つてといふことではなければならぬといふことは、これは學説上も、理論上も、實際上も定説です。公共の福祉を妨げないといふのは、公共の福祉が脅やかされる限りの、現実の危険があるかどうかといふことにかかつて存するもので、公共の福祉といふものをそういうように濫用されることを、やはりこれも國務大臣の政治的な信念について一層私は心配を抱かざるを得ないのであります。ですから今の御答弁でなく、事實こういうようなことをやるのが重大な問題だとお考えにならないか。今言われるように、若しもこれが事理明白な行政整理であるならば、そういう自信をお持ちになるならば、その全員が苦情処理に訴えるというやうなことを予想される。それが今のお話を伺つてと全員が苦情処理に訴えることを予想しておられるならば、この行政整理が事理明白なものではないといふことをみずからお認めになることになると、それはどうです。

○國務大臣(本多市郎君) 全員が必ずしも訴えるといふことは、これは予想しておりませんが、併し予想しないからというて、訴え得る権利のある人は、今日労働組合運動等がありまして、或いはそういう運動等のために非常に厄大な人達がそういう手続をするといふことになつて行かないとも限らないのであります。そういうことになりますと、これは人事院ではその審査をやるのに何年かかつても、何人かかつてもやり切れんといふ程の事務にもなる虞れがあるのであります。この際この法律によつて解決をして置くことが國家のためである、よいことであるとお考えであります。憲法の條文そのものに対することに違つた法律を作ろうといふのではないのであります。憲法そのものの條文の変更や除外ではないのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 御覽のように質疑に入つても忽ち重要な問題について相當なそれだけの論議がある議論が対立することでありまして、先程私がお願いいたしました二つの点を委員長において十分慎重にお考え下さいまして、委員会にお諮り下さるようお願いいたします。

○カニエ君 憲法の精神を何ら曲げていないと言われるが、これが曲げていなければ、かような除外例をここに持つて来る必要がないのじやないか。と申しますのは、政府が今度やうといふこの事務に相當無理があるのじやないか、この無理を政府が一方的に押付けてやろうとするところに、こゝういつたやうないわゆる除外例が必要になつて来る。憲法の精神を本當に守るなれば、もつと具体的に申上げますなれば、仮にこの整理が必要であるかないかといふことは別にしまして、仮に整理される人々に対して食つて行けるやうな退職金なり、又納得の行けるやうな而も憲法に規定されておるような精神に基いて政府が今回処理されるなれば何も複雑なものではないのです。こんないわゆる憲法の精神、而も人事院の本格的な本質までも曲げねばならぬやうな、かようなものをここに出す必要がない。そこにかかる除外例のやうなものを持つて来なければならぬといふやうなことはなるやうな意味において、私の言ふのは憲法の基本的の精神を脅かしてゐる、少くともその精神を……

○國務大臣(本多市郎君) 今回の人員そのものに根本的に無理があるのじやないかといふ、その根拠についての御質問であります。政府は今回提案いたしております定員を以て支障なく現在の行政事務を処理し得るという結論に達しておるのであります。それ以上の数は今日予算案の建前からも又これが原因となつて國民の負担重圧となつてゐる点から考えまして、これは整理するといふことが國家のため止むを得ないことであると考へております。

○カニエ君 どうも今日は國務大臣は何か疲れておいでで、私の質問の要點とポイントが外れてゐるやうに思ふのですが、必要があるないといふことは、これは別話なんです。必要があるかないかはこれからこれを一應我々は審議するのであります。ただ私の申し上げておるのは、こゝういふやうな除外例を設けられることが、いわゆる憲法の精神を曲げておることにはならぬかといふことを言つておるのであります。整理されることが必要があるかないかといふことは、これはあなた方は必要が

に整理される人々に対して食つて行け
いうことは、これはあなた方は必要が

場合には、どうされますか。
○國務大臣(本多市郎君) これは不当にやられるということは、絶対にないようにいたさなければならぬと思います。今回の行政整理もその方針、精確

に從つて行わなければならん。更に又、
 個個の人員整理につきましても、人事
 院から示されております人事規則、更
 に今後示されるとすれば、それに準拠
 してその範圍内において、公正に行わ
 なければならんと思ひます。

○羽仁五郎君　私が質問しておるの
 は、政府は万全の用意をされて飽くま
 ずも公平に、そして能率を阻害しな
 いようにされるのでしょうか、併し現
 政府と雖も神様ではないのだから、な
 とえ一人と雖もそういう間違ひが一人
 もあり得ないというふうに断言される
 ことはできないと思ふ。そしてたと
 え一人の人の人権を蹂躪するというこ
 とも、一人や二人の人の基本的人権を
 蹂躪するのは、この際國家財政を救う
 ために止むを得ない。そういう考えは
 即ち全体主義の考えであつて、戦時中
 の日本のイデオロギイと同じであつ
 て、一人や二人の人権蹂躪は止むを得
 ないというのは、今日まだ残つておる
 日本の警察主義的な考え方であつて、
 我々が新憲法を、あなたも我々と同様
 に新憲法に向つて忠誠を誓つた上は、
 一人の人の基本的人権は蹂躪しても構
 わんといふ考え方は、あなたは戦争中
 の日本のイデオロギイと同じイデオロ
 ギイを持つておるといふことを判断
 しなければならんと思ふのですが、そ
 ういう万全の用意を持つておやりにな
 らない。人間のやることであつて、一
 人や二人の人が不當な処遇を受けない
 といふことを保障することはできない

い。その場合にはそれに対する対策を
作つて置かないということは、結局一
人や二人の基本的人權の蹂躪は構わな
い、つまり優遇主義的な、そういう基
本的人權を尊重しない、競争前の、敗
戦以前と同じ考えを、あなたは持つて
おられるのですか。

○國務大臣(本多市郎君) たとえ一人にしても、二人にしても人権を蹂躪するということとは、網野によればないようにやつて行くつもりであります。

○羽仁五郎君　今の問題については、人事院総裁もいろいろな御意見があると思うので、人事院総裁と、本多國務相とお二人おられるところで、私は一層質したいと思います。

○中井光次君 大分時間が遅くなりま
したが、先程赤松さんからお尋ねにな
りましたが、私も先般人事委員会であ
りまして、よくとお尋ねをして置いたのであります
が、本法は定員法でありますから、
数字というものが可なり大事であ
ると思うのであります。ところが先程
の御説明によりまして、甚だはつき
りいたさないように、考えられる節が
沢山ありますので、この定員法の先ず
第一に、第二條が現在こういうよう
に御提出になった基礎であります、それ
は従前の定員は幾らであつたかとい
うことがないという、二團とか三團
かおつしやつても、さつぱり分らない
のであります。でありますから、この
基礎になつた従前の定員というものは、
どういふものであるかということ
を、一つお示しを願いたいと思いま
す。それから御説明の中に、標準予
算定員に対し、三團とか二團という工
合になつておりますが、予算定員とい
うものは、大體実人員とは違ふものと

存じておりますから、予算定員から三割、三割減つたということと、実際の人員から二割、三割減つたということとは、それ／＼違ふと思うのであります。その辺の数字的のお調べを出して頂きたいということをお願ひいたしたいと思うのであります。それからそれが頂ければ分るのであります。大体四十万、三十万という減員の新聞における報道から、今日の最後の結論において、十七万人の整理ということになつたのであります。これは一面から考えますと、殆んど整理をしないのと同じような工合に、予算定員から行くのではないかと。しかも、一面考えられる節もあるのであります。と申しますのは、一割やそこらのものなら、事は整理にはならないということ、事実整理をしたということにはならないで、机上の整理によつて、そうされるというように世間にも傳へられておるのであります。果してそうでないかどうかということを検討するために必要なのでありますので、以上申したことを一つ至急資料を御提出願ひたいと思ふのであります。その資料は、併し会期が三日しかないのであります。で午後から又常任委員長の懇談会で会期の問題について御相談があると思ふのであります。その回答なり、資料が出ないという、審議ができないと思ひます。従つてその返事は極めて重大な問題だと私は考えるのであります。が、この會議に臨むにつきましても、凡その御見當を承つて置かないという、臨みにくいかと思ひます。それから次に退職手当の問題であります。これにつきましても、本年度の均等予算の下で決定しなければならぬ

ということでありますが、これも實際に貰う者の身になるといふと大変なことになるまして、現在整理をしたならば幾ら貰えるか、給俸において各段階において幾ら貰えるのであるか、或いは十年の者、二十年の者、給俸によつて違ひましようが、幾ら貰えるか、今度辞めたらどう違ひるか、これも單なるこういうお言葉でなくして、数字的な見通しを我々も頂きたいと思ふのであります。殊に今は現在退職がどん／＼行われおるといふことも事實であるようであります。官報にも載つておるものがありますて、それは一面においては行政整理にかかつてても利益にならないのの状態で、行政整理でない方が、つまり普通で、行政整理において退職する方が利益である。だからどん／＼辞める。一面にはそれを利用して辞めさしておるといふ話もありますが、そういうことの内容をも知りたいと存じますので、退職手当につきましても、現在であればどうであるか。從來の行政整理においては如何なるものをやつておるか、今日はこの均衡予算の下においても、やり繰りをやるとしても、凡その目安がなくてはこれを前進めなつたとは考えられない。さような乱暴なことは政府としてもなさらないと思ひますが、恐らくこの程度のことはやれるという見込で……やれないこともありましようが、或いはそれ以上やれるということもありましよう。最小限限これだけでやれるという見込がなければ、これは出せないと思ふのであります。それはやはりあけすけに数字を示して頂きたい、かように考えます。それから苦情処理の問題につきましては皆さんからお話がありましたから、私はこれは又別

に……

○國務大臣(本多市郎君) 今お話しのあるありました資料の大部分は本日午後提出することができると思います。退職手当の問題について、従前の例は又これを明示しできるかと思ひます。又今後どういふことになるかということと比較した表ということでありましたたが、今度は実は退職手当の支給基準として、勿論これは今までのありました基準というものを尊重してやるのでありますけれども、均衡予算との関係から多少勤務年限の長い人に対して繰給等の釣合等も考え、幾分率が変更され、変更されなければ均衡予算の範圍内で処理できんという関係もありまして、研究中でございます。この点も併し皆さんの審議中に、どうしてもそれが明らかにならなければ御審議に御迷惑を掛けることと思ひますから、これ本月はまだこれは司令部方面の承認を得なければならぬことになつておりますので、まだ間に合はないかと思ひますが急遽にこれも明示するようになつたかと思ひます。

○羽仁五郎君 今の中井委員長の質問に關連するのですが、今までどれだけの人間がいたかということの資料だけ拜見しても、これはまるで小供だましか見たいなもので、國會がそんなことで満足できると思ひない。今までどれだけの人間で、どれだけの仕事をしていたか。この仕事の質と量とを明示し願ひたい。それを拜見しなければ我々は絶対に審議することはできない。政府に何人いればどれだけの仕事ができるか。政府の人間だけを我々は問題にしておるのではない。だから赤松さん

し、何んかそういうことを問題にしておるように、僅か三千人くらいの労働基準監督官で七十万の工場を廻つて歩くということではない。だからそういうものを含めて、ただ人数だけずらつと書いて来たものでなく、仕事の質と量がどれだけの……どういう性質の仕事で、どれだけの量の仕事を何人でやつていたのか、それを今どういふふうにしようとしているのか、そういうのを含めてお出しを願いたい。それを出しては問題で、至急出されるということだけじゃなく、いつ頃出されるか、それを伺つて置きたい。

○國務大臣(本多市郎君) 各行政機関におきまして配置されております人員でどういふ仕事をしているかということは、これはすでに設置法の内容でありますから分つております。併しその一人々々の仕事の量まで計算して出さなければというお話であります。が、これは今の公務員が一日に何分間どんな話をして、何字を書いているかということを意味するものであります。またならば、不可能な要求であると言わなければならない。

○羽仁五郎君 そういうような御答弁でなく、實際具体的な例があるでしょう。郵便局が幾つに減つてしまふとか、或いは労働基準監督官が二千人しかないんで七十万の工場を歩いているとか、そういうことを意味するのです。だからそれは今のようないくつかでなく、誠意を持つて、國會に対する誠意を現わして頂きたいと思ふのです。でそれを我々が審議するのに、それが基準になるような、そういうものを出して頂きたい。そういう意味で申し上げ

うものは、大休実人員とは違ふものと

衡予算の下で決定しなければならぬ

がありましたが、私はこれは又別

ておるのではない。だから赤松さんも

して頂きたい。そういう意味で中上げ

ているのであります。それからさつき
の点ですが、苦情の処理の問題は重大
な問題ですから、さつきのような御答
弁で一應終つたとお考えにならない
で、どうか又お悔りになつて十分御討
議下すつて、そして入れた方が円滑
に行くのじやないかという結論に到達
されたならばお入れになつた方がい
いと思ふのです。そういう意味で單に議
会答弁見たいな昔のようなことをやつ
ておられないで、實際我々が審議する
のに、どれだけのものが必要であらう
という上りな親切な資料を出して頂き
たい。

○三好 先程米問題になつており
ます資料の点につきましては、重ねて議
事の進行上是非必要でありますので要
求したいと思ふのですが、我々が
定員法を審議して行くには、今回提案
されております法案の内容は甚だ大綱
を掲げたに止まつておるだけに、是非
詳細な資料が必要なんでありまして、そ
こで各行政機関の、少くとも各課くら
いまでの具体的な人員につきまして、
旧機構における予算定員、実人員、並
びに新機構における定員について資料
を是非提出されたいのであります。こ
の場合に当然なことでありまして、け
れ、各行政機関は單に中央機関だけで
なく、いわゆる出先機関並びに地方廳
に置かれてある國の官吏も含む資料を
出して頂きたいのであります。又それ
ぞれの定員を單に總裁で示すだけでな
く、一級官、二級官、三級官、これに
雇用員、こういう區別を明らかにされ
たいのであります。尚今回の定員法に
は日本鐵道公社並びに日本専賣公社な
どのごときも含んでおりますので、これ
らにつきましても先程申し上げたことに
準じて資料を出して頂きたいと思いま

す。「異議なし」と呼ぶ者あり」
國務大臣(本多市郎君) いろいろでき
ないものもあるように思ひますから、
でき得る限り一つ準備したいと思ひま
す。

○三好 私は先程申し上げましたの
は、今回提案せられております定員法
を審議する上、最小限度欠くべから
ざる資料だと思つておるのでありまし
て、これができないということになり
ますと我々審議する上に……(この数
字は出たらめだといふことになるの
ですよ。数字があればこそこの法案
が出てくる筈だと呼ぶ者あり)

○國務大臣(本多市郎君) 最前要求さ
れました資料の中に大部分のものが含
まれておるようでありまして、更に各
課の人員という上りなことにございま
しては、これは各局内において人員の配
置をやつておる上りな関係上、さうい
うものを調査するといひまして是非
常に困難になつて来るのであります。
それとできる限り調査いたしまして資
料を提出したいと申し上げたのでござ
います。

○本下 運送君 私も資料を一つお願い
しますが、公平な原則から女子と男子
の整理される数の率です。聞くところ
によれば、新海の鐵道関係ではもう
女子を全部切つてしまふというやうな
ことを聞いておるのであります。この
率を是非一つお示し願ひたい。それか
ら鐵道が最初の計画より早めた理由で
すね、特別会計の方ですね。それから一
体政府は財政面からばかりいろいろ考
慮されておるようであります。政府
の仕事が一体どうなるかということに
ついて何か御調査なさつておるかどう
か、その点もお願いしたい。

○國務大臣(本多市郎君) 整理された
あとの配置或いは仕事のこれからの
やり方等につきましては、各主管大臣
がそれ／＼研究をいたしておられます
ので、これらの基礎については各主管
大臣から一つ説明して貰ふことになつ
ております。それで一つ御了承を願ひ
たいと思ひます。只今の、整理につ
いて女子に重点を置くなどということも
初めて私は聞いたことでありまして、
それらの点についても方針としてはさ
うなことは何ら決定いたしてござい
ません。

○委員(河井彌八君) 暫時休憩いた
しまして、午後一時三十分から開会
いたします。
午後三時三十分休憩
午後二時二十四分開会

○委員(河井彌八君) 先刻に引続き
連合委員会を開会いたします。
人事院總裁がお見えになりましたか
ら、この際人事院總裁に御質疑があつ
たらお願いいたします。
○力二 運送君 それでは人事院總裁
にお伺ひします。これは午前中本多國
務相にもお伺ひしたのでありますが、
はつきりした御見解がないやうであ
りますので、一應人事院としてどう考
へておるかといふことについてお伺ひ
したいのであります。行政機関職
員定員法案の附則の第五項並びに第
九項の点であります。國家公務員法
第八十九條から第九十二條までの規定
は、前二項の規定により降格された又
免職された職員については適用しな
い。それから第九項は、「公共企業
体労働関係法(昭和二十三年法律第二
百五十七號)第八條第二項及び第九
條の規定は、前三項の場合には、適用

しない。」といふことを言つておるの
ですが、この條項がなぜどういふや
うな本質的な要素から決められたので
あるか、先ずそれをお聞きしたいので
あります。
○政府委員(渡井清君) お答えいたし
ます前にちよつと人事院の立場を申
上げなければならんと存じますが、
この定員法の制定に關しましては、
人事院は一切關係いたしておりませ
ん。その意味は又御質疑が済みまして
申上げる機会があるかと存じます。
そこで私共の關係をいたしましては、
只今お示しの第五項の方だろつと考
へます。一体この苦情に対する訴願の規
定というのは、人事院をいたしまして
は、非常にこれを重要視いたしてござ
います。つまり一方におきまして、國家
公務員の同盟罷工或いは団体協約とい
うものをなくした代りに、そのやうな
不利益処分に対しまして、人事院へ訴
え出ることを開いてあるものとい
うことで立法されたものでございま
す。然るところこの規定の適用をしな
いようになつておるの、この第五項
でございまして、さういたしますと
と、今度の行政整理で整理せられたも
のは全く國家公務員法で定められた救
済の途がない、こういう結論になるの
でございまして、ところが今度反対の方
から考えますと、只今苦情を処理い
たしますのは人事院だけでございま
して、整理されるものが数十万に上るも
のといたしますれば、實際人事院がこ
の苦情をどうして処理し得るかといふ
技術的な困難が非常に伴つておること
も亦事實でございまして、恐らくは内閣
をいたしましては、さういふ立場から
この第五項をお設けになつたものと考

えておりますが、私共の立場からい
たしまして、この苦情処理の條項が入
らないといふことは大変遺憾に考へて
おる次第でございまして、

○羽仁五郎君 午前中に本多國務大臣
等に質問をいたしましたときに、この
國家公務員法の中に不當な取扱を受け
た人に対する苦情の処理の規定がある
ことは、今人事院總裁が言われました
通り、國家公務員法で争議権、団体
交渉権といふものを國家公務員に對し
て奪つた代りに、不當な取扱を受けた
人の基本的人權といふものを守るため
に苦情処理機關ができておるのだとい
うふうに我々は了解してゐる。併し本
多國務大臣はさうお考えになるかとい
うふうに伺つたのですが、今カニ委員
の御質問に對して人事院總裁は明瞭
に、それは争議権及び団体交渉権とい
うものの適用を受けない代りに苦情処
理の適用を受けるという御答弁があつ
たのですが、さういふふうにはつきり
理解してよろしいでしようか。

○政府委員(渡井清君) 只今申し上げた
通りでございまして。
○羽仁五郎君 その点について本多國
務相は十分理解されてゐない。速記録
を御覧になれば分りますが、その御答
弁ではそれに代るものであるかどう
か、自分もはつきりしないといふこと
を言つておられるのです。さういふや
うなつまり憲法に保障された原則及び
それから現われて来る國家公務員の規
定といふものについてすら確たる確信
がなくして、主管大臣が提出される定
員法といふものについては、我々も非
常に審議の困難を感じるものなんです
が、この点について今人事院總裁が御
答弁になりました点も、如何にも一方

七

においては不当な処分を受けた人を守るために苦情処理の途を開かなければならぬ。他方においては併し非常に多数のものを審理するということは、非常に困難だということはおつしやられる通りですが、併しこの場合にも一体それを守らなければならぬものは何だろうかという点を、もう少しはつきりして頂きたいと思うのです。それで今度の定員法、それに伴う行政整理というものは、先日来人事委員会、人事院總裁もしばしば御説明下さつた通りに、人事院が職階制なり、或いは官廳事務の質及び量のはつきりした把握なりを持たれた上のものでなく、従つてこれに対して人事院としては積極的な態度をお取りになることができないということは、我々もよく承知しております。よく承知しておりますが、その際に、國會における人事委員会なり、或いは國家公務員法なりが、殊に國家公務員法は、他の法律に優先して、この持つておるところの性質というものは、即ち國家公務員の基本的人權、國民の基本的人權が、憲法で保障せられておるものに関することだと思つて、すが、こういう根本的な問題になつて來ますと、現在行われつつある定員法及びそれに伴う行政整理の問題の技術的な問題としては、人事院が積極的なタッチされないというよりはよく分るのでありますが、併しそれが憲法、続いて國家公務員法で保障しておるところの一般國民の基本的人權、特にこの際國家公務員の基本的人權というものに關する限りは、これはつまり定員法、及びそれに伴う行政整理に積極的なタッチされないということだけでなく、人事

院としてやはりはつきりした態度を取つて頂かなければならぬのではないかと申すのです、どうでしょう。○政府委員(淺井清重) 最初の御質疑に對しまして、私は二つのことを申しましたが、第一点は、この訴願の規定が甚だ重要である。第二点は、但しこの訴願を仮に人事院が取扱うとなりましたときに、果してそれが可能であるかどうか。この二つの問題を出しましたが、これが結局只今のところ人事院が非常に悩んでおる点でございます。御承知でもございましょうが、明治九年に士族の祿制を廢しましたときの全祿公債に対する訴訟というものは、明治九年から大正十二、三年頃までかかつた記憶しておりますが、數百人の訴願を人事院がここで取扱うこといたしましたならば、どのようなことに相成るか、それから又そういうことによつて國家公務員を守れるかどうかというところは、人事院が反省しなければならぬ点だと思つております。で、その二つの点は非常に人事院として只今苦しんでおる問題でございますが、この点は羽仁委員の仰せられましたことは、誠に御尤もだと存じておりますが、この点は私は國會の御判断に委せたいと存じております。即ちこの規定をこのままにいたしまするか、或いはこれを削除いたしまするか、この点は御判断に委せたいと思つておる次第でございます。

○羽仁五郎君 今の点について一言補足したいのは、いろいろ困難がある。これはその金祿公債の場合と同様に非常に長いことかかるかも知れない。併し金祿公債の場合ですらそれを取扱つてゐるのです。あのときは士族の基本的人權では決してないのであつて、士族の封建的特權を解消するのには、これはあれだけの慎重な手続を取つたので、今度の場合は決して國家公務員が持つてゐる封建的特權の解消に伴う問題ではない。基本的人權に關する問題であるから、たとへ何年かかるうとこれをやらせる、非常に困難ではあつても、これをやるというところが、この憲法を守り、又國家公務員法を守り、従つて又人事院をお守りになるというところから、原則的には私はそういうふうな考慮を頂きたいわけですが、實際の技術上の問題としては、まだ問題は残つてゐると思つていただけます。併しこの技術上の困難の故を以て、原則の点を放棄せられることがあつたらば、憲法は危くなるし、従つて國家公務員法も危くなるし、人事院も危くなり、合理的な、近代的な人事行政というものの根本を今決めて行くことといふときに、技術的にそれは非常に大勢の人の訴願を審理するというところは、技術的に困難だということとはよく分りますが、技術上の困難を以て、原則を放棄せられるというところは、非常に重大な問題じゃないか。ですから人事院としても單に國會にお委せになるだけではないで、原則は守つて行くという方向にお立ちになるようにお願いしたいと思つてゐるのです、どうですか。

○政府委員(淺井清重) 私からも一言附け加へさせて頂きたいと思つておる。私は技術的困難のために基本的な考えを曲げると、こういうふうに考えておる次第ではございませんから、羽仁委員の仰せられましたことはよく分ると存じますが、この訴願を取扱いますることについて一つ補足させて頂きます。るならば、若し人事院が今度の行政整理に對しまして、明確なる、且つ嚴格なる基準を示し得ますならば、この訴願の取扱というものは非常に樂になるだらうと思つております。ところが只今私は決して内閣の行政整理に對しまして、これに反對をするというような意味ではございませんけれども、この明確なる基準を示すには、余りに現在の人事記録、統計、職階、その他のものが整つていない現状にあることは、羽仁委員もよく御承知の通りでございますが、こういう場合に私の方といたしましては、嚴重なる掘り所となる基準を示し得ないのではないかと実は心配をいたしております。そういういたしますと、假に基準を示すといひましたも、それはもう殆んど常識の程度を出ないのじやないか、そういういたしますと、それによりまして各々大臣に委されております範圍の整理に對しまして訴願が起つたといひましたし、人事院はどうしてそれが正しいか、正しくないかと判断できるか、ということについては非常に悩んでゐる点でございますが、この点を一つ諒とせられたいと思つてゐます。

○羽仁五郎君 その点につきまして、十日の人事委員会でしたかに、今人事院總裁がおつしやられたように、人事院として非常に苦しい立場に立つておられるといふことは、或る意味において國會の人事委員会が、非常な苦しい立場に立つておられるといふのと同じ点であります。実に御同情に堪えないどころではなく、御同感に堪えないのでありますが、どうですか。人事委員会では少くとも或る程度の基準というものが、定員法、或いはそれに伴う行政整理といふものをやるのに或る程度の基準、これは完全な基準といふものまで行くには、他面國家財政の節約の急といふこともありますから、完全なる基準ができるまでは、それは待てないにしても、併し或る程度の基準が人事院で比較的近い機会におできになるものとするならば、それと眺み合せて、この定員法案といふものを審議して行くことが、國會の權威のために私は必要だらうと思つてゐるのです、人事院としてはそういう点についてどうお考えでありますか。

○政府委員(淺井清重) 御尤ものお尋ねではございますけれども、人事院といたしまして言ひ得ることは、只今羽仁委員のおつしやられましたような立場だけでございまして、果して行政整理といふものは、その立場からだけではない、經費の節約、その他の面から考えなければならぬものか、どうか、これはいろいろその辺は大きな問題であらう。この点こそ國會が行政整理をやるかやらんかについて、お決める総合的な判断の機關であらうと、そう思つておりますが、人事院の立場だけからは、この問題は判断できないのではないかと、そういうふうに考えております。

○羽仁五郎君 今私がお伺ひしたのは、そういう点ではなくして、その定員法及びそれに伴う行政整理を行われるに於いてどの程度の基準を人事院ではすでにお持ちになつておるか、又どのくらい近い將來にどの程度までの基準をお立てになることができるか、それをはつきり伺つて置きたいと思ひます。

されないというだけでなく、人事

取扱つてゐるのです。あのときは士族

ことについて一つ補足させて置きます

員法、或いはそれに伴う行政整理とい

す。

○政府委員(淺井清君) 只今若しもこ

こで明確に基準らしいものを示せと仰
せられるならば、消極的な二つの基準
しかございせん。これは第一は、平
等取扱の原則に反して整理はして貰
いたくないということ、第二は、組合活
動をしたということが理由になつて整
理をしてはならない、この二つは私は
はつきり申されるだらうと思ひます。

併しこれは果して整理について幾何所
を與えるものかどうかは私大變疑問
で、即ち積極的に誰から首を切るとい
う積極的な基準を人事院といたしまし
ては示し得るが得ないかということ
は、私は決して等閑りにしておりませ
ん。研究もいたしますが、御期待の
ような基準をなすことは非常に疑問に
思つております。

○羽仁五郎君 その点について「二つ伺
いたのですが、第一は、今お示しに
なりました人事院の基準、即ち公平の
原則、第二には、組合活動の故を以て
職首せられない。この基準は、定員法
の中に訴願の途を削つておる。今の附
則が削られるならば、即ち訴願の途が
開かれるならば、少くともこの二つの
基準に關する限り人事院は訴願をお取
上げになることと了解してよろしいで
しょうか。それが第一です。

それから第二は、それは消極的な基
準ですが、積極的な基準ですね、つま
り職階制なり何なりというもののつ
いて今御研究になつておられるとい
うものが成る程度までの結果がお出に
なるのは、いつ頃の見当だと了解してよ
ろしいですか。

○政府委員(淺井清君) 第一の点は、
私は訴願の問題とは切離しても基準を
なし得るものだと思つております。即

ち人事院規則というものは、御承知の
ごとく任命権者に対して拘束力を持つ
ものでございまして、訴願の問題
と離れまして、若しもこの基準を示
すものとしたしますならば、任命権
者は非常に人事院規則に拘束されるん
じやないか、こういうふうな考へてお
りますから、これは訴願とは別問題
であります。

次に基準と今度は少し離れますが、
職階法の点についてお尋ねがありまし
たから申し上げますが、当初の人事院の
考へといしましては、職階法はこの
十二月の通常会に出すつもりで急いで
参りましたが、いろいろの關係から非
常にこれを急ぎまして、すでに一應の
法案は人事院に關する限りは完了をい
たしてあります。ただアメリカの職階
法と御考へ点がございまして、この
職階法を國會で御訂正下さいまして
直ちに職階法ができるものではござい
ません。これに基きましていろいろや
なければならぬ、つまり官職の格付け
までやりますのは、尙多少の時間を要
する。但し法案は人事院といたしまし
ては一應完成をいたしておる。このよ
うになつております。

○羽仁五郎君 人事院としては今非常
な努力をなさつて準備をしておられま
す職階法というものがこの定員法と並
んで國會において審議せられるとい
うことを御希望になりますか、それとも
別にこれはお考えになりますか。

○政府委員(淺井清君) これは私は必
ずしも定員法と一緒にしなければなら
ないものとは考へておりません。す
が、これは又一つ人事委員会が重要法
案でございまして十分御検討を願
いたい、こういうふうな存じており

ますので、ちよつとこの点は羽仁さ
んの御希望通りの御答弁にならんかと
存じます。どうぞ御考へからず御了承
をお願いしたいと思います。

○羽仁五郎君 今のお答へは私として
は非常に遺憾だと思ひますが、苟くも
國會が一つの法律を通すときには、そ
の法律が忽ち改められなければなら
ないような法律を通すことは、國會とし
てはその權威のために深く慎まなけれ
ばならないので、新憲法公布以來の國
會がしばしば一遍通した法律案を忽ち
次の國會で改正しておるということ
は、國會議員みづからが、つまり自分達
が十分の國會議員にふさわしいところ
の意見を持っていないのではないかと
いうことを現わすので、これは避くべ
きことだと思ひます。これは御同感で
あります。それから定員法であります
が、定員法を先に審議して後から職階
法ができ、定員法に伴ういろいろの細
かい規定ができたときに忽ち定員法を
改正しなければならぬということに
なることは、國會としては私は非常に
困まることだと思ひます。従
つて今の御答弁のように、單に別個に
審議できるものでありますけれども、
併しなからその定員法というものは今
日作つたものが忽ち変えられなければ
ならないような状態において國會がこ
れを審議するということは、望ましい
ことだとは私は考へない。そういう意
味で現に定員法には午前中も問題にな
りましたように、人員が記載されてあ
りますが、この人員が如何なる基準に基
いてきたものであるかということ
は、殆んどお答へが政府側からはない
ので、我々が審議をして行く上に全然
基準のない人数を審議しろということ

は不可能なことを國會に強いる。従つ
てこのまま忽ち承認せられるとすれ
ば、それは間もなく改正される、法律を
改正するということはその必要によつ
てはよいことではしようが、忽ち改正を
しなければならぬというものを作ると
いうことは望ましいことではない。これ
は人事院としてその点をお考へになつ
て、この定員法に対する人事院の態度
は頗る苦しい立場におるということ
は我々も承知するのですが、併しそこは
政府の權威もあるし、國會の權威もあ
るし、できるだけ合理的な關係をとな
して頂きたいということを希望するの
です。

○政府委員(淺井清君) 御趣旨はよく
分りました。只今のお話の中に職階
法ができますれば、この定員法は忽ち
變更するとか、或いは直ぐ變更される
ということをおつしやいました。そ
のようにならんと私は考へておりま
す。これは單なる技術問題でございま
すが、職階法が通りますと、それに基
きまして人事院規則によりまして、こ
の職階とか、等級とかというものを決
めるわけでございます。次いで各官廳
内の職階を觀察いたしまして、どの官
職がどの職階の中に入るかを考へるわ
けでございます。それからそれが完成
いたしまして、初めて職階制というもの
ができるわけでございます。それから、職
階法の御制定は直ちに職階の完成とは
ならんわけでございます。それから、その
職階が完成いたしまして、初めてこの
定員法における定員が多いか少いかと
いう問題になると思ひます。からし
て、若しそこまで行つておるものとい
たしますならば、それまでの定員は
どうなるかということが問題になるだ
らうと思ひます。から、忽ちこの定員法

が変更とは技術的には考へられないの
でございまして。この点をちよつと補足
して置きたいと思ひます。

○三好純君 定員法の附則第五項の規
定は、憲法第三章の國民の基本的人權
の規定の精神に反するものである、こ
れは憲法違反ではないかという議論も
あり得るかと思ひますが、こ
の点に対する人事院總裁の率直な御意
見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 私はこの内閣
から提出された法律案に對しまし
て、批判することは差控へたいと思
ひますが、人事院總裁としての意見を
示せと仰せられますならば申し上げます
が、これが非常に重要なものである
ということは、最前申し上げました通り
でございます。これが基本的人權
に反するかどうかは、私はどうも
考へられないのじやないか、かように
存じております。

○力二五郎君 只今の点ですが、基
本的人權に反するとは考へられないと
いう御答弁ですが、併し少くともその
精神に對して反するといふような考
えにはならぬか、この点は勿論第十
一條、第十三條の中にも、又第二十二
條にも關連するわけですが、この点はど
う考へますか。全然憲法に反したも
のとは言われないにしても、少くとも
憲法の精神には即ちやは反して
おるのじやないかという点も一つ聞
いて置きたいと思ひます。

○三好純君 先程の人事院總裁の御答
弁をもつと具体的に何故基本的人權の
規定に反しないかということを具體的
な根拠で一つ説明願ひたい。

○政府委員(淺井清君) 甚だお言葉を返
して恐縮なのでございしますが、私は

どういふ根拠でこれが基本的人権の第一何條に反するとお考えになるのか、一つその点の御質疑を頂きたいと思ひます。

○堀真琴君 その点に關連しまして私から少し述べさせて頂きたいと思ひます。先程羽仁君の質問に對しまして人事院總裁は、公務員から団体交渉権、争議権を奪つたその代償として、その代りとしていゝば苦情処理の権限を與えた、訴願権を與えた、こういうことを羽仁君の質問があり、それを了承されたわけですから、そうしますと憲法第二十八條に規定された勤労者の団体交渉権、争議権というものが代つて、基本的人権としていゝば訴願権というものが認められてゐる。その訴願権がこの定員法で認められないとするならば、結局憲法の規定に反する、憲法の精神に反する結果になりはしないか、こういう質問だと私は思ふ。その点について人事院總裁の御意見を伺いたい、こういうわけだ。

○府委員(淺井清君) 只今お尋ねの趣旨はよく了解をいたしておるのでございませうが、この二十八條の団体交渉、或いは団体行動に對するところの基本的人権というものに對しましては、他の基本的人権のすべての規定が持つておりますように、公共の福祉の枠が嵌つておるといふことは申し上げるまでもないことだと存じておりますが、その限度におきましては、やはり二十八條は制限されるのであつて、絶対的なものとは考えていないわけでございます。但しこれは、つまり第五項の問題とは別の前提として申上げたわけでございますが、この第五項の規定は、ただ一つの訴願の方法を法律を以て定めましたものでございませう。

からして、この訴願を認めないということによつて、直ちに二十八條の基本的人権の規定に反するものと、そういうふうには考えられないのじやないか。このように存じております。

○堀真琴君 只今の御意見ですと、訴願権と基本的人権としての労働に關する諸權利とは全然關係がない、こういう話のように承つたんですが、そのように了解してよろしいのですか。

○府委員(淺井清君) 關係がないと申上げたわけではないのでございませうが、要するに一方において二十八條に對する基本的人権を、國家公務員に對しては制限したてゐます、そのために一方に訴願権を認めたといふことは、その訴願権が非常に尊重せられなければならないという意味は、申すまでもないことで、私はこの点に反する御答弁を申上げてはいないつもりでございます。問題は然らば訴願権を認めなければ二十八條の規定に反するの、この点が争ひの点だろと思つておりますが、私はそれは反しないのだと、そのように只今まで御答弁をしたつもりでございますから、それによつて決してこの訴願の規定を全然別個のものだと、このように考へておるものではないと思ひます。

社という考へ方は、私は單なる法律學上に言フイキジョンに過ぎないものであつて、實質的な内容その他を持つものではないと思ひますが、この点に關して人事院總裁の御意見と御解釈を承りたいと思ひます。

○府委員(淺井清君) ここでちよつとその問題が余りにアカデミックになるような嫌ひがありまして、委員会の席上で恐縮でございますけれども、ともかく公共の福祉といふことは、私はやはりこの個人の社會に對する責任から出て來ておるのでございまして、一方に權利ばかり主張いたしました、社會全体の幸福のために對する責任を感じないものとしたしするならば、それは基本的人権として保障すべき範圍を逸脱しておるのでございませうから、私はこの公共の福祉といふことは、最大多数の最大幸福のために重要な規定であつて、これが單なる法律上の擬制であつて、そのようになつては考へられないのじやないか、かやうに思つております。

○堀真琴君 大要どうもアカデミックな議論を申上げて恐縮なものでございませうが、私が申上げたのは公共の福祉といふ場合の公共といふのは、必ずしも具體的に或る階級とか、或る多数の人といふことを意味しておるのではなくて、むしろ法的な意識が分裂した社會において、規範的な統一を求める場合の一つの手段として考へられたものが公共の福祉だと、こういう工合に私は考へることができるといふじやないか。そうしますと現實の社會において法意識が分裂してゐる以上は、それで具體的に規範的统一を求めようとしても、實際においては不可能であつて、結局その

の法意識の分裂した社會においては、それ／＼の担当者對決によつてこれが解決せられねばならぬという性質を持つておるものと、こう思ふ。そうすると結局それは政治的な實踐的な問題になつて來るのであつて、結局一方的にその内容を決定するといふ結果になるのだ。こういう工合に私は考へるのですが、そういう意味でフイキジョン、こゝ申上げたのですが、只今人事院總裁のお話を聞きますと、結局公共の福祉といふものは最大多数の最大幸福といふ、その最大に當るといふお話でありませうが、私はこれは法律學上から言つては必ずしも正当でないといふ工合に考へる。

それからもう一つ權利と義務の關係ですが、私は最近の法律學におけるところの知識傾向から申しまして、權利よりも義務を尊重すべきだといふふうな考へるのでありまして、そういう關係の方から申上げて恐縮ですが、これを考へて行くのが正しいのじやないか。こういうふうに考へて、大要自分の意見ばかり申上げて恐縮ですが、その点について人事院總裁の、最大多数の最大幸福の最大が公共の福祉といふ工合にお考えになつておるか、もう一度その点をお聞きしたいと思ひます。

○府委員(淺井清君) どうもこういう問題をこゝで長々と愚見を申述べるのは甚だ恐縮に存じますが、私は最前申しました通りに考へておるといふことを、ここに繰返すに止めたいと思ひます。

○鈴木直人君 この會議は人事院總裁に對する御質問だけになりますか。或いは本多國務相等に對する質問になりますか。

○委員(河井彌八君) 今は本多國務大臣が衆議院に行つておりますので、こちらへ見えますれば御質問の範圍は自由になります。

○鈴木直人君 それでは私質問いたしたいと思ひますが、この職員を減縮する。いわゆる定員を減らすといふ場合に、現實にいゝゆる整理をする場合でございませうが、その場合に現在職にある人はいゝば離職することになるわけなんです、この場合にどういふ方法によつて退職をして貰うようになるか。例へば希望する者、何月何日までに出で、その減員数に達した場合にそれを打切るといふような、いゝばそんなような形における任意の希望でございませうか、そういうものによつて自然の退職を要求する方がいゝことになりませうか。或いは減員した後におきまして、新しいところの各省の組織を最も合理的に運営して行くといふ考へ方からして、適材適所と申しませうか、個人的な適材適所といふものを含めて、そうしてその間において、整理された後において、最も新しい機構の中に人を配置する場合にかく／＼の人が残るならば能率も増加するであらうといふ考への下に、單なる自由の退職者のみを望むものではなかつて、その外に別途の目的を持つたような考へ方を加味されるものであるか、その点を、これはどちらの所管になるか知りませんが、お聞きしたいと思ひます。

○府委員(淺井清君) 甚だ恐縮でございますけれども、これは私からお答へを申す筋合ひではなくて、本多國務大臣からお答へを願わなければならぬ

と考へるのですが、一言で申せば、人事

ということだと思つております。ただ政府職員に對して人員整理はこういふと考へるのですが、一言で申せば、人事ものとは關係はないようになるかも知護する、國家公務員の基本的人権とい

を以て定めたものでござりまする

たいと思ふ。御承知のように公共の福

際においては不可能であつて、結局そ

いは本多國務相等に対する質問になり

大臣からお答えを願わなければならん

ということだと思つております。ただ若しも人事院がそういうことに對して基準を出しますならば、私からお答えを申し上げる筋だと思つておりますが、只今のところそのようなことに相成るかどうかわからないのでございまして、この定員法をお作りになりました本多國務大臣の方で一つ御答弁を願いたいと思つております。

○鈴木直人君 人事院總裁のお立場はよく了解いたしました。併しながら本多國務大臣はおられないですか、一應御参考のために人事院總裁としてはどういふふうな考え方を以てこれを整理して行くか、そういう点を一つ……

○政府委員(淺井清君) その点でございまして、この定員法の作成に未だ曾て御相談に與つたこともございませぬし、又この行政整理の問題について、現在までのところ深く關係をいたしておらないので、一体どういふお氣持でこの定員法のこのような規定が現われて参つたかというところは、どうも私からお答えを申し上げることは筋違ひのように思ひますので、後刻本多國務大臣から何とぞお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○堀江孝君 先程人事院總裁は、若し消極的な基準を示せというならば大体二つある。一つは平等取扱の原則であり、もう一つは組合活動を理由として整理してはいかんと、この二つの原則を示すことができるというお話でありましたが、人事院は申すまでもなく政府職員の人事に關する最高機関でありまして、たとえ政府のいづれの政策の關係から行政整理を行うとして、人事院の立場においては少くとも

政府職員に對して人員整理はこういう原則を是非挿入して呉れ、或いは公務員法に規定されておるところの訴願権は是非とも尊重して貰いたいというふうなことは人事院總裁の立場において十分行政整理の当局者に向つて御要求ができるのではないかと私は思ひますが、その点は如何なものでしょうか。

○政府委員(淺井清君) それはお言葉の通りだと存じております。併しながら今回の行政整理の非常に特殊な立場に鑑みまして、人事院といたしましては比較的消極的な態度をとつております。こゝういふ次第でございしますが、ここで私が打明話を申し上げることをお許し下さいますならば、一方におきましては堀江さんのように、何故あつて人事院は政府職員の利益を守るべく内閣に對して働き掛けなさいのかという御議論もございしますが、他方においては、何故あつて人事院は内閣のやる行政整理に對して消極的な態度をとつておるかというお叱りもある。つまり人事院の立場は公正だということを目途といたしまして、これは御方の御批判はいつでも世界においてもあるものだ、私はその御批判はまあ甘んじて人事院としては受けなければならぬと存じておりますが、この今回の行政整理に比較消極的な立場で満足しなければならぬというものは、最前も申しましたように、職階制その他人事院の武器となりまゝと、この科学的な資料というものがまだできていないという点でございします。

○羽仁五郎君 今度の定員法及びそれに伴う行政整理についての殊に直接その行政整理の対象になる人々の氣持についてでも考へて行かなければならぬと思ふのですが、一言で申せば、人事院は何のためにあるのか、或いは國家公務員法というものは何のためにあるのか、それが延いては國會といふものは何のためにあるのか、先日來の政府の態度を見ても、いわゆる關係方面の了承を得れば國會といふものは二、三日でそれが通るものだと思つてゐる。これは全く國會をゴム判だといふふうで考へるので、私は國會はゴム判ではない、最後までそれを主張したいと思ふのですが、そういうところに立つていふところの人事院總裁もよく考へて願ひたいと思ふ。つまり人事院は何のためにあるのか、歴大なる國費を使つて、そしてあれだけの大きな設備を持つてゐる人事院といふものがある以上、先程から申上げておる通りに、技術的な困難はあるだろうが、併し日本の官廳の人事行政が能率化され民主化され近代化されるという重大な使命は、人事院が國會と共に持つておられる非常に大きな使命なのですから、それに対する積極的な態度というものは、当然お取りになるべきだと私は思ふので、今堀江に對してお答えになつたやうな公平といふふうなことでも自己満足しておられないで、日本の人事院といふものが能率化され民主化され、そして近代化されて行く上に、現在政府が行なうとしておる定員法なり行政整理なりに對してはつきりした態度をお取りにならないといふのでは、本質的には私はおかしいのではないかと申す。その点についてもう少しはつきりした態度を伺ひたい。ですからさつきの堀江に對する御答弁でも、訴願規定を削つたといふことは、技術的には成る程直接には基本的人權といふ

ものとは關係はないようになるかも知れませんが、これは國家公務員の討論のときに申上げましたように、あれは公共の福祉とかいふ／＼なことを言つて例外的な場合を作つて行くと、憲法が基本的な規定を、それとは直接關係のない單行法のい／＼な場所です。それが制限されるということになれば、事實上憲法で保障したものが、具体的に保障されないといふことになつて参るのですから、この点についてもう少し積極的な態度を取つたらどうかといふことのお考えはないかどうか、それを伺ひたい。

○政府委員(淺井清君) 実は今朝も衆議院の人事委員會におきまして、共產黨の方からそのやうな、何のために人事院があるか、何故積極的にやらないかというお叱りを受けたわけでございしますが、人事院に對して要求をせられております積極的な態度というものは、要するにこの定員法に反對せよといふことなのでございしますが、それはこの定員法が悪いものだといふ前提からの御議論でございします。人事院は、この定員法において行政整理をやるからんか、どれだけやるかといふことが書いてあるわけでございしますが、これに對して批判すべき根拠がないといふことを申し上げておるわけでございしますから、人事院といたしましては、そのやうな御批判は甘んじて受けなければならぬと思つておりますが、人事院の政府職員に對する保護というやうな立場をそれがために決して忘れておるわけではございません。

○羽仁五郎君 今のは私の質問に對する御答弁になつていないのですが、私が伺ひたかつたのは、國家公務員を保護する、國家公務員の基本的人權というものを保護する任務を人事院は持ちになつてゐるのであつて、この定員法なり行政整理なりがどういふものであるにせよ、いいものであるにせよ、悪いものであるにせよ、いいものであるにせよ、これが実行されるときに、國家公務員のうちの一人でもその人の人權が不当に壓迫された場合を人事院總裁は傍観しておられるおつもりかといふのです。

○政府委員(淺井清君) それは人事院の持つてゐる権限は、必ずしも訴願を裁くことだけがすべてではないのは御承知の通りでございしますが、人事院といたしましては、そのやうな場合に決してジツとしておる、そういうふうにお考え下さらないようにお願いいたしたいと思ひます。

○藤松信子君 本多國務大臣おいでになりませんでございまして、次長の方がお見えになつていらつしやいますからよくつとお尋ねしたいのでございしますが、実は今日お晝の休みに、労働組合の代表及び生活協同組合の代表がそれ／＼見えてきて、そして行政整理に伴つて起きるさまざまな問題について、いろいろ詳しい御様子伺ひ、又陳情もいたしたわけでございします。そのときに、その所管の方々に御引合せをいたしまして、私も傍でお話を伺つていたのでございしますが、この定員法のこの数字というものが最後の案ものでないやうな口吻も伺つたわけですが、と言ひます、更に第二次、第三次の整理もあるかも知れないといふふうのお言葉も伺ひて、実はびつくりいたしましたわけですが、この定員法の漠然とした数字でも、お示しにな

つていらつしやいますのが、これが最終的のものでございましょうが。どういふ段階でなまるおつもりなのでございましょうか。私の伺いたいのは、これに行くまでに二次、三次と手数を踏みになるのでしょうか。これをなさつて又第二次、第三次を予想しておいでになるのでしょうか。その点伺いたいと存じます。

○政府委員(大野木克彦君) 今回の整理につきましては、この定員法に書い

てありますように、九月三十日までこの新定員に規定されております定員まで余つてゐるところを縮減すると、こういうことでございます。二次、三次云々ということとは、今この法律では予想されておりません。ただこういうことは考えられております。先般來本多國務大臣からもお話しになつておりますが、この度の行政整理というものは比較的荒削りのやり方でありますので、今後更に行政制度審議會等が設けられるとしますれば、それによつて検討を加えた上で、更に行政機構その他に検討を加えて合理化することについては考へてゐるというお話しでございますけれども、それがどういう形で出るかは今後の問題であります。

○赤松常子君　　そういたしますと、とにかくまあ荒削りなところでやつて見て、そうしてそういう冗員ができれば又整理する、又足りなければ増員なさるといふこともお考えなですか。

○政府委員(大野木克彦君)　そうでございまして、実は今度のこの新定員の他にも、すでに二万六千人の四月からの新規増員が入っております。

○中井光次君 午前中にお願いした資料があるのでしたら一つ配つて説明を

○委員長（河井彌八君）　ちよつと速記を止めて。

○委員長（河井彌八君）速記を始め

○政府委員(大野木克彦君) 只今お手許に配付いたしましたのは甚だお粗末な資料で恐縮でございますが、丁度手許にできておりますものを取敢えず持つて参りましたような次第で、その点御了承をお願いしたいと存じます。尚その外にも用意をいたしております。尚その外にも用意をいたしております。尚その外にも用意をいたしております。まずものを部数等が不足いたしましたしておりますので、でき次第お届けいたしたいと存じます。一番初めに新田定員比較試算でございますが、この註にも書いてございますように、各省の異動等がございます。数字に又若干動くところがあるかも知れないと存じますので、特にお断り申上げて置きたいと存じます。一應今日までのところで纏めました数字でございます。田定員と書いて

おりますのが現在の機構におきます予算定員でございます。御承知の通り、予算定員、予算を作ります場合に標準的な定員を、大体三月の状況でございますけれども、いろいろな方面から見

まして、標準とされるような定員を定めますので、予算と合せる必要上この定員を取りまして比較いたしました次第でございます。そこに書いてあります計

数が予算の定員でございます。で從來の機構を一應新しい機構に替えまし

て整理いたしますと、行政機関の予算定員が九十九万一千五百八十七人、それから専賣公社の定員が四万八千八百六十六人、國有鐵道に屬すべき定員が六十二万三千四百八十五人、それからその次に掲げましたのが新しい定員でございます。これがこの法案に載つております十月一日以降の新定員でございます。

の新規の増員も含まれておる数でございます。そうしてこの予算定員と新ら

しい、定員との差を求めましたのがその次にあたります。定員の減で、定員におさましては、行政機関で十二万三千八百人、専賣公社、國有鐵道等を加えますと二十四万八百十一人であります。その次に出しますが、これらの數字から必然的に出て来る、差引して出て来る數字ではございませんので、欠員その他を勘案いたしました、大体出血すると認められる數を計算いたしましたものでございまして、例えば欠員がありましても、予算の關係等で彼此融通できないというような点もございしますので、それらを勘案いたしました概算いたしましたのでございまして、これが行政機関の方では六万五千二百九十三、全体合せますと十七万四千六百二十

八、こういうことに相成ります。それからその中で括弧して欠と書いてございますが、これは新定員になりまして、尙欠員がこれだけある、こういう意味でございます。それで文部省におき

まして六百三十八減員するわけであり
ますけれども、教員の方は整理をいた
しませんので、尚六千六百六十六の欠
員がある、こういう意味でございま

す。第一表の御説明は大体以上の通りであります。

それから二枚目の紙でございますが、これは大體三月一日の実在員と、その実在員を基礎といたしました予算定員に対する欠員をお示ししたものでございまして、予算定員は初めの紙の通りでございます。それからその次は各省並びに外局別の実在員でございます。次に出ておりますのが欠員でございます。

ます。
○鈴木直人君（この定員というものの

中に、こういうものが当然含まれているのだらうと思いますが、念のためにお聞きして置きたいのですが、大体土木事業等におきましては、予算を組む際に事業費の中に人が入っておりますので、そうして一般の定員とは別に置かれているところの人が従来は相当あつたわけでございます。従つて一般土木費として臨時的な職員のように予算はなつておりますけれども、それが経続いたしましてそして実際は一生土木の技師なり、技手なりをやつて行くというよゝうな形になつてゐるわけでありまして、従つて土木事業が削減するということは、單なる実質的な事業費が削減するといふのみでなく、そこに隠されているところの人間、それは臨時的な

工夫とか、そういうのでなくて、縣あたり、或いは國等において常に仕事をしている相当高級の方々であります。が、そういう人達が實質的には事業費が減りますというと、人件費が減つて

来るものですから、何%は人件費となつておりますから、従つて自分達の生活にも非常に影響するといふようなことになつて、土木事業が減るといふこと

とは、実質的にその人が減るというよりな形に今までなつておつたわけであ

ります。こういうようなものは明らかに
 今後は定員表の中に入れて、そうし
 て計算をされているものであるかどう
 か。いわゆる臨時職員というふうな
 ことになっておりますが、これは二ヶ
 月でありましたか、それでは余り短期
 過ぎるのでありますが、その事業をや
 つて行く間においてこれだけの人が必

かいう人がその中に入っている。又別の事業でありますと、その人達はそつ

くり事業費の中から出されて又継続されて行くというような形における人なであります。これらのものは、この定員の中にはつきり明らかにされているものであるかどうか、それをお聞きしたい。

○政府委員(大野木寛彦君) 今度の定員法の目的の一つは、いわゆるペイロールによる職員を全部掲げるといふのが趣旨でございます。先程お話になりました二ヶ月以内のものでない限り、常時勤務に服するものであれば、全部載ることになっております。

○堀眞琴君 ちよつと議事進行について……この定員法を審議しますのには、どうしても本多國務大臣の御出席をお願いしないと、進行しないのじやないか。

ないかと私は思いますので、本多國務大臣の御出席を至急お取計らい願ひたいと思います。若し至急にお取計らい願ひましても、向うの都合でお出でになれないというのでしたら、暫く休憩

をして頂いたらどうかと思いますが、如何でございましょうか。

○委員長（河井彌八君） お答えいたします。先程から本多國務大臣の出席は

求めております。更にもう一度催促をいたしましょう。それから休憩の点で

○中井光次君 午前中にお願ひした資料があるのでしたら一つ配つて説明を

数か予算の定員でございませう。で從來の機構を一應新しい機構に替へまし

部を減らすとか或いは次長を減らすとか、具体的に言へば、これは仮であり

によつて決まるということになると思

法なんだから、その内容はどうなつて

ありますが、政府委員がおりますから、國務大臣でなくともよい事項に

あれには載つておりませんが、病院の

部を減らすとか或いは次長を減らすと

によつて決まるということになると思

法なんだから、その内容はどうなつて

○鈴木直人君 大臣の御説明によりま

あれには載つておりませんが、病院の

部を減らすとか或いは次長を減らすと

によつて決まるということになると思

法なんだから、その内容はどうなつて

○政府委員(大野木寛彦君) それに載

あれには載つておりませんが、病院の

部を減らすとか或いは次長を減らすと

によつて決まるということになると思

法なんだから、その内容はどうなつて

○鈴木直人君 今のような最も問題と

あれには載つておりませんが、病院の

部を減らすとか或いは次長を減らすと

によつて決まるということになると思

法なんだから、その内容はどうなつて

にしております。

○政府委員(大野木克彦) 実はこの定員法は一つの過渡期のものでございまして、御疑問のような点に御尤もと存するのでもございしますが、大体今度の行き方によります定員法の狙いは、結局政府職員というものの総数を減らす、そうしてそれ以上の数にする場合、つまり増員する場合に、必ず國會の御審議を願わなければ増員ができない。従来とかく人員が増加し過ぎるという傾向を抑制するところにある。一つの大きな狙いがあるものでありまして、その人員の天井を定めるところとが、この定員法の一つの狙いになっております。

それからいわれる級別と申すこととございすけれども、それは御承知の通り級別の基礎になつております任用級令はすでに廃止になつております。ただ現在のところ、いろいろな恩給法とかその他の関係で、級別は又人事院規則で従来の例によつておる状態でございますから、そういう意味でまだ級別が存するのでございすけれども、大体定員法の狙いとして、従来の官吏、雇員というような区別も定員法ではなくなりました。全体の数を抑えて行くところ、一つの狙いを置いておく次第でございます。

○委員長(河井廣八) 中井委員長より発言の通告がありましたから、中井君に許します。

○中井光次君 私はいつお尋ねいたしたいと思いますが、折角頂いた資料であります。これについて非常に疑問を持つので、一遍お尋ねをいたしたいと思つてあります。配付を頂きまし

た欠員の調べ、それから旧新、それから退職者という、第一表との比較、大雑把であります。ちよつと頂いて直ぐ見たのであります。大雑把に集計したところによりますと、これは調査の通りであります。それによりますと大臣の説明なり、或いは記録などによりますと、新定員というものは八十七万人といふことになればよいことになつておるのであります。これがつまり大雑把の数を抑えた定員だと思つてあります。而も定員が十七万になるということをおつしやつておりますが、それは予算定員から見ると話であつて、只今頂いた表によりますと、現在、三月一日における現在官吏の数は八十九万人である。然らば僅かに二万人を超過しておるに過ぎないということになると思つてあります。尤も専賣公社、日本國有鉄道等を寄せますと、数字が違ひますが、これはいづれも除いております。大臣の説明の場合には一部には専賣公社、國有鉄道を含み、初めの場合には含まないということになつておりますので、数字上非常に曖昧に思われる。私が午前中伺つたように、場合によると予算定員というもので行くといふのはつきりしたことは分らない、故に定員といふ定めがあるならば定員を示して貰いたい、定員がなければ人員との関係を示して貰いたい、こういうことを申し上げたのであります。この結果によりますと二万を整理すればいいということになるように思ひますが、表の見方が間違つておりましたならば、その説明をして頂きたいと思つた一つ。

それからもう一つは、人事院總裁がまだおいでになりますから、これはお尋ねと申すよりもむしろお願いをしたらどうかと思つておられるのであります。先程から委員の方から段々この行政整理定員法の問題についてお尋ねもあり、人事院の態度についての御質問もあつたのであります。が、總裁はこの立案にはタッチしない、基準の方針についても自分の方ではまだ言えない、言へば消極的の二方針だけである、かように仰せられて、よその火事とまでは言わないけれども、極めて冷淡なような場合に思われるのであります。我々が實際國會議員としてこういう重大なる課題を與へられまして、政府は一つであると思つてまゐ見ておるわけでありまして、従つて行政整理の所管の國務大臣の方では基本方針は人事院の示すところによつてやるのだと言ひ、又人事院總裁の方ではその決めたのは國務大臣本多の方でやるのだということになります。この重大なことが右左にリレーされて、はつきりとしたことが決まらないということになるのであります。これは私は國家的見地から申します。本多國務大臣はおいでになりませんが、内閣としてはこういうものをやるのだといふ基本方針を明確に示して、そうしてそれを國會に問ひべきである、そのくらしいの意氣を以て然るべきであると思ひますし、又人事院はその方針を消極的に示すといふようなことではなく、今日大體行政整理をしなければならぬといふ全体の空氣があるとするならば、これを如何に適正に公正に行わしむるかといふことを堂々とやるという態度にして

頂きたい。然るに只今我々が審議せんとする根本の問題につきまして常にその間にお互いになすり合ふと言つて語弊がありますが、そういう感じを與へさせられておるのであります。この点についてはむしろ人事院總裁の権限の問題が如何であるか知りませんが、國家の理事者、當事者の一部面といたしまして、或いは國家公務員の指導なり、その保護、その福利の方面を担当しておられる方といたしまして、氣持のいい行政整理のできるように、積極的にかゝるもののはか／＼の基準により整理をするのである、こういうふうに私は政府と協力せられんことを、そうしてそういうことを明確に御相談の上にお示しになつて、そうしてやれば、本多國務大臣が心配されるような十数万の訴願はなからう、そのうちで誤つたものがあつたならばやはり救つてやるという態度に出る方が正堂々公明正大であると私は思つてあります。この点をお伺ひのような、お願いのような意味において申上げます。

○政府委員(淺井清彦) 中井さんからいろいろとお話ございました。誠に御尤もに存するのでございすが、私共の只今の立場を最前からも、又人事院の委員会におきましても繰返して申上げたのでございす。御意見はよく尊重いたしまして今後善処いたしたいと思つておりますが、どのような結果に相成りまするか、私といたしては只今ちよつとここで申上げることができないのでございす。御趣旨はよく拜承いたしましてございす。

○政府委員(大野木克彦) 先程の数でございますが、推定員八十七万と申し、退職者が十七万と申しましたのは、仰せの通り政府職員だけについて八十七万の推定、それから十七万といふのは専賣公社、國有鉄道等に行く者も含めての退職者の概数でございます。その点基礎に出入りのありましたことは、御指摘の通りでございます。それで政府職員だけにいたしますと、大體御指摘の通り退職者は六万五千になるのでもありますが、その実員との違ひが少くなるのじやないかというお話でございますが、その点につきましては、その新定員に先程申上げました二万六千の今年度の新規増員が加つておりますので、それを引きますと、大體この線に近くなります。

○寺尾傳君 先程鈴木委員からの御質問で定員法なり定員の数というところに對しては御説明がございましたけれども、今は過渡期のことであつて、政府職員の数の概数を決めることで、その一級官とか、何級官とかいふことは人事院がその内容を決定する、こういうお話であります。してみると、一級官からして従来の雇員というものの、雇員が五人や十人雇えるのは必ずしも重大な問題じやない。一級官が一人増減するのは相當大きな問題である。それらは人事院が決定するといふならば、何らかの方針なり、原則があつて、その定員の内容を決めるということが明らかになされてあるならばこの定員法の總数の意味も解し得ると思つた。ただ總数があるだけで、政府職員が濫りに増加することを抑制するためにこの總数を決めて置くとおつしやるが、先程申すように一級官一人増減するのと最低の雇員が五人、十人増減するのと大變な意味が違ふわけでありす。而してそ

と申すのであります。配付を頂きまし
いと思ふのが一つ。

の内容は人事院がこれを決定するの
だ、こういうことであるならば、定員
法の意義はこの数字が何を意味する
か、いいとも悪いとも我々は解釈する
ことができない。何らかそこに拠り所
を與えて呉れることにあらずんば、た
だ政府職員の数が殖えてはいかんとこ
ろ言いが、大きなものの殖えるの、小
さなものの殖えるのとは大差違う。ど
ういうところから出て来るか知らん
が、この定員法なるものは意義がどう
もそういう関係で我々には腑に落ちな
い。先程の説明ではどうもこの点は理
解に苦しむ。この点に対して尙も一
度我々がはつきりした概念を掴め得る
ような御説明をお願いしたい。

○政府委員(大野木克彦) 先程申上
げましたように、一級、二級の基礎で
あります。官吏任用級令というものは、
人事院規則で廃止せられまして、
他の別の人事院規則で暫定的な措置と
して官職における官の級別は当分の間
従前の例によるということになってお
りまして、一級及び二級の職員の採用
又は昇任は人事院の審査及び承諾
を受けなければならぬ。こういうこと
に相成っております。それで現在も残
つております一級二級の職員の採用
や昇任は各省から人事院の方へ内申
をいたしましたので、その審査を経て決
まると、そういう制限になつておるの
でございます。従来のような官制によ
つてどの省には一級官何人、二級官何
人というように行方方は任用級令の
廃止と並行いたしました、止められる
わけでありませう。

職員と称しておるものが従来の一級二
級三級更に職員、こういうもので含
んである。定員であるが、若しそうであ
るならば、今の一級官二級官の範囲の
この増減は只今の制度の何で人事院の
決定によつてやつたらよろしいと思ひ
ます。その範囲まで追求するに及ばな
いと思ふ。三級官乃至職員まで包含
して、ただ政府職員が幾らというよ
うなことは、殆んど無意味だと私は思ひ
ます。それでそういう大難把に含んだ
定員がこゝでやかましく、同時にこれ
が行政整理の関係で、職員を十人減ら
すのと一級官一人を減らすのと経費そ
の他の点において、又事業上の意味に
おいて、公務の意味においても非常な
違いである。ただ人数を幾ら減らすと
いうようなことは、行政整理はただ人
をこれだけ減らせばいいというのでは
なくて、その事業の整理の面における
事業の態勢を極力殺がないように、又
その当時におけるところの事業の重要
性というものもあるわけですね。ただ
員まで含めた総人員の数又はその何割
減らす、整理上においても、殆んどた
だ大難把の人数を示すというだけで
は、我々は無意味に聞える外ない。又
それ故に御説明によつて我々は納得が
できない。一層了承ができる御説明を
お願いしたいと思ふ。

○鈴木直人君 只今寺尾さんから御質
問がありました。私も先程お尋ねし
たのですけれども、例えば例をとつて
申上げますと、ここに総理府が六万五
千六百七十一人というの、旧定員で
ある。新定員が五万八千三百三十三人
である。定員が七千五百三十八人減す
る。こういうことにはつきりなつてお
る。そこで旧定員を例へば算定する場
合に、総理府の各課係等までちゃんと
決めて、そしてそこまで行くかどう
か知りませんが、相当のところまで再
分布したところまで行つて、恐らく内
容的には、具体的には決まつてゐると
思ふ。それでこの方の課の仕事は非常
に重要だから、これは減らさない。こ
の方は一つ減らそうとかというやうな
ことで、相当細部まで決まつて、そうし
て総理府全体として統計をとつたもの
がいよいよ新定員となつて現われて來
てゐる。そして定員の減は七千五百
三十八人というところに数字的に私は現
われて來ておるものであると思ふので
あります。ところが先程の御説明によ
ると、そうでなくして、総理府ならば
總理府の現在の定員を一級官、二級官
というものは、これは例であります
が、或いは三級官、或いは職員という
やうな名前でも、例へば参議院であれ
ば参事とか、或いは主事補とか、主事
とか、職員とかいふのがあります。少
くともそういう名前がついておる、そ
ういふ名前のものをずつと合計して、
そして主事補は何人もあるのだ、参事
は何人もあるのだということが分ると思
ふのですが、こういうものを、参事か
ら何人減らすのだというやうなことに
なつておるものだと思ふのであります
。それを先程御説明のように、それで
なくして、参事だろが主事だろが
何人も同じことにして、そして総
理府は六万五千六百七十一人というふ
うに見て、そしてただ参事だろが
主事だろが主事補だろが、そうい
うものに關係なく五万八千三百三十三人
を新定員に変更する。これだけ減るの
だというやうなことを全然考えない
ところの行政整理は意味ないと思ふ。そ

こでそういうやうな定員法であるなら
ば、実は本當に意味ないと思ふ。もう
少し細分的に考えられてやつて頂き
たいと思ふのですが、その点はどうい
うふうになるのですか。

○政府委員(大野木克彦) 定員法は
先程もお話のありましたように、いわ
ゆる職階制ができて、その職の定員を
決めるというところに行く一つの過渡
的な規定でございます。丁度以前の
旧定員法に行くのでございまして、現
在におきましては先程申上げましたよ
うにこの度の制度はいわゆる二制三制
という原則によりまして、それを先
程申上げましたように修正をいたしま
して、枠を決めて作り出した定員で、
只今お話をうたうなどの課に何人、どの
局は何人にするということは今後新ら
しい設置法と配合せられて、各省に
おいてこの枠の中で決められるという
行き方になると思ひます。

○カニ三郎君 只今のような御説明
であると、結局我々は何のために一
定員法を審議するのか分らんので、即
時委員会を閉じて止めてしまふなけ
ればならぬというやうな結果になりは
せんか。即ち現在の或るところの各課の
数、その量をどういふ工合に或るこ
ろは減らし、或るところは減らさな
い。その結果この課はこうなる、その
係はこうなるというこの基礎をお示
しにならうに、そしてそういうこと
は追つて考えるのだと、とにかくつ
くばらんにこれだけの数字を審議せ
いということなら、ただこの大まかな数
字だけを見ていいとも悪いとも言
うことはできないという始末になるの
ですが、その点一つ明確なところをお教
え願ひたいと思ひます。

○政府委員(大野木克彦) 各省各課
別に総合的な数字を現わすことを定員
法で決められておるのでございませ
うが、御審議に當りましては、只今お話
のやうなその内容の認識の非常に困難
であるというところは、全く御無理ない
ことと存じます。更にそれではこの定
員法の意味をなさないかということに
なりますと、御承知のように長官、次
長、局長、部長等は設置法案で決ま
つております。そういうものを割当てた
後の数がどの課に属するのかがという問
題になつて來るといふ、これを査定
するに當りましては各省の実情等を勘
案して決定しておるのであります。こ
の程度の定員法をお定め下さいまし
ても、長官、次長、局長、部長等を除
いた後の何名というところで國家公務員
の数が明確になつて行くといふことは非
常に有意義な法律になると信じており
ます。更にこれを決定いたしました算
定の基礎は、各省の事務の状況等につ
きましては、各省大臣から説明をして
頂いた方が、我々が全部説明するより
もよからうと考へております。それに
又この内訳をどういふふうにするか
針であるかといふことにつきまして
は、大体において皆さん御決定願ひ
ました機構で行うことではありますけ
れども、その方針等も各省にあらうと
思ひます。但し定員法が決まつた上
でどういふふうな内訳を決めるかとい
うことが確定して行くのであります
から、この定員法の決定が内訳の前提に
なることは當然でありますから、直
ちに正確なものが立てるかどうか知
りませんけれども、実情についてはどう
かが提案理由の説明のときに申上げ
ておきました通り、主管大臣から説明を

して頂くことになつておるのであります。無意義であるという御議論に対しては、この程度の定員法を決めて貰うことによりまして、現に行整理もできるものであります。國家公務員の数が明確になり、長官、次長、局長、部長、このようにものを除いた後が何人、これはどういふふうな内訳が決められるかというところは定員法が決まつて後、漸次に決まつて行く事柄でございます。どうぞさよう御承願いたします。

○堀眞琴 遅れて参りましたが大変恐縮ですが、この定員法の提案理由の説明のうちに非現業三割、現業二割の目途で最も合理的の数を決定したと、こういうことが述べられております。この合理的ということの基準を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(本多市郎君) これは各省大臣を通じて、各省の状況を聞いてたり又調査いたしました結果、この程度なら支障なく事務がやれる。これ以上は要らない。これ以上減らしては支障を来すという、これで最善なりと決定をしました。それ以上は最前次長から御説明申上げたと思ひます。目途を決めて置いて実情によつてその整理率を勘案した。その結果がここに示つておるのでございます。

○堀眞琴 只今のお話は、目途を決めて、そしていろいろの事情を詳細勘案してお決めになつたということですが、そうしますと、最初に三割、二割という目途をお決めになつて、仕事の量や或いは仕事の能率の上から支障がないという話ですが、そうしますと大体何人か決めて、それで仕事を割当てる。こういうことなのですか。

○國務大臣(本多市郎君) これは事務

の実情に應じて、これくらいは減らしても支障なくやつて行けるであらうという、その結果出た数でありまして、数を先に決めてやつたのでありませう。ただ客観的に二割、三割くらいの整理は可能であるまいかという、そういう目途に従つて作業をした結果の数字であります。

○堀眞琴 只今のお話は仕事の方を先にお考えになつたと、さう承知いたしましたのでございますが、さうしますと仕事の内容であるとか、内容について特に質並びに量について、戦争前と現在との違いというふうなことを、当局においてはさうお考えになつておられるのか、その点……

○國務大臣(本多市郎君) 戦争の夜におきまして、統制事務などが強化されて事務が殖えておる点、さういふ点も更に又、行政事務も複雑になつておるという点も考慮いたしました。それらの実情をすべて総合して勘案いたしました結果でございます。

○堀眞琴 これは午前中の話でありましたが、実は事務の個々の内容についてまだ詳細に調べることもできないというお話があり、人事院總裁からも職階制を只今急いで作つておるわけだが、併しまだその詳細な人員の基準というふうな点については、十分に研究ができていないというお話なのであります。本多國務大臣のお話によりますと、各省廳の仕事十分に検討されてその結果に基づいて一應の目途を立てて、さうしてこれを整理する、さういふことになるのでありますが、さうしますと人事院總裁のお話になられたことと本多國務大臣のお話と大分食い違つて来るように思ふのであります

が、その点如何でございましょうか。

○國務大臣(本多市郎君) これは現段階におきまして最善を盡したものでありまして、職階制等が出まして、更に事務量人員配置の点が明確に今日よりなりました場合には、又異つて来ると思ひますが、現段階においては最善を盡したつもりでございます。

○堀眞琴 現段階においては最善をお盡しになつたとさういふお話でありましたが、私は先程本多國務大臣もお話になつたように、今日の行政事務というものは内容において非常に前とは違つて複雑化しておるのであつて、本來から言へば仕事を基礎にして、人員の配置というのを考えるのが本筋だところさう思ふのでありますが、ところが現段階において最善を盡されたところさういふお話なんでありまして、この各省廳の実際の数字に當つて見ますとさういふ可なりその点において粗漏な点があるのではないかと、具体的に申上げるといひのでありますが、今もよつと探すのが面倒なので、その実際の事務の状態を勘案されてさうして決められたというのであります。併し実際の事務は非常に複雑化しており、それを人員の縮減によつて行なうということになれば、当然事務の滞滯、或いはその他の事務上の障害が起つて来るといふことが予想されるのであります。

○堀眞琴 従つて又行政能率といふようなことも低下すると私は考えるのであります。併し、その点について本多國務大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) これは政府におきまして十分研究いたしました結果、この程度の機構の縮減、人員の整理は支障を来さないという結論に達したのでございます。

たのでございます。

○堀眞琴 もう一つ行政機構の簡素化ということについて、本多國務大臣の御意見をちよつと伺ひたいのでございます。

○國務大臣(本多市郎君) 行政機構の簡素化ということですか。

○堀眞琴 簡素化ということはどういう内容のものかということをお伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 簡素化はこれはでき得る限りその機構を統合し、外にあるものを内局にして、いわば丁度長官とか局長、部長、次長というような人達のおるものを成るべく統合して少くするということ、これには勿論事務の面におきましても事務の簡素化、合理化等が行われなければならぬ。さうしたことを行なうのが機構の簡素化であると思ひます。

○堀眞琴 その点に關しましてもう一度お尋ねしたいのですが、只今の御意見ですと、機構を減らすこと、官廳を減らすことが行政機構の簡素化だといふ工合にお話になつたのであります。併し、それも一つの簡素化の、途には遠いと思ひますが、それよりも行政事務の系統をはつきりさせて、さうして責任を明らかにするということ、これは行政機構の簡素化といふことになるのだと思ひます。それを單に官廳を減らすことだけで行政の簡素化が達成されたといふ工合に考えることは間違ひではないか、さう思ひますが、これに關して本多國務大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

ありまして、ただ減らすばかりであるというお話の中には、減らすべからざるものを、或いは統合すべからざるものを無暗と統合するといふようなことではこれでは意義をなさないじやないかというお話のようですけれども、これは勿論同感でございます。統合のでき得るものを統合して数を減らす、さういふふうな精神に従つて整理することとが簡素化であると考えております。

○堀眞琴 統合すべきものを統合する、それによつて減らすさういふお話なんでありまして、さうしますとさういふと、統合するためのそこに何らかの合理的な基礎がなければならぬと思ふのであります。そのことについてお示しを願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 基礎はその事務の実情でございます。

○堀眞琴 事務の実情に従つて統合される、さういふお話であります。確かにそれもあると思ふ。併し行政事務といふものは、いわば國家の一つのファンクションでありまして、ファンクションの原則に従つてやらなければならない、私は行政機構の簡素化といふものは行われたいと思ふのであります。これについては当局としてどういふお考えを持っておられますか。

○國務大臣(本多市郎君) 行政作用を阻害するやうな統合は勿論これはできない、ことと存じます。その作用を妨げないで、さういふ能率を上げ得る、而も行政組織も明確化するといふ線に従つて進むべきものであると考へます。

○堀眞琴 私の所感したのは、その事務の明確化とか、何とかいふことよりも、もつと根本的な問題から一休機關を統合するならば統合するための

基礎がなければならん、その基礎を当局ではどう考へておられるかというところをお尋ねしたわけでありませう。

○國務大臣(本多市郎君) これは何回もお尋ねしてゐることでありまして、統合した方が適當であるか否かということをお尋ねしたその実状が基礎になつて統合が行われたのだと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 研究した結果、その基礎に基いたというお話であります、その研究の結果をお示しを願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 提案してありますのが結論でございます。

○羽仁五郎君 本日午後人事院總裁に對する我々の質疑の結果、人事院總裁は明瞭にこの國家公務員が持つておるところの訴願權というものは、その國家公務員法で團體交渉權及び争議權というものを制限された、それに代るものとして憲法で保障されておる基本的人權を守る意味において訴願權が認められておるものだといふような見解を明らかにされたのであります、前回において本多國務相はその点について曖昧であるといふ御答弁でしたが、只今においてはどういふ御考へをお持ちであるか。

○國務大臣(本多市郎君) 代るべきものとして規定されたかどうかということについては、私は研究が足りませんでしたが、この公務員法を創設されるについで最も研究されました人事院總裁がさういふ見解を持つておられますならば、それが違ひないものじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 然らば今の言明に従わして、この定員法の附則の第五項とい

うものをお削りになることが當然だと思ひますが、さういふ認識を十分にせられた結果、國家公務員の持つておる訴願權というものは基本的な人權といふものに關係あるものといふことの御認識に達したことを喜びます。その結果としてこれをお削りになることは當然だと思ひますが、如何なものですか。

○國務大臣(本多市郎君) その規定のできました経緯がどうでありましようとも、この際はやはり附則に規定いたしました通りに、特に例外としてこの場合訴願權等の問題は附則の方で処理して置くことが國家のためであると考へております。

○羽仁五郎君 その國家のためとおつしやるのは、眼前の技術上の困難といふものを考へてなつてゐるのだと思ふのであります、眼前の技術上の困難の方に目を取られて、さうして根本的に憲法の精神を尊重せられないで行くといふことは、現在取るべき道ではないと我々は信ずるのですが、その点についてはもうこれ以上質疑をしても御意見は大體同じだと思ひますが、御研究を願ひたい。これは重要な問題である。あとは國會で、殊に内閣委員会において十分御審議を願ひたいと思ふのですが、政府でも向う考へ願ひたいと思ふのです。

それから次に伺ひたいのですが、要するにさつきからのお答へでは、この定員法に伴う行政整理といふものは、つまり天引といふことのようにですが、さういふでしようか。

○國務大臣(本多市郎君) これはたびたび申し上げました通りに天引ではございせん。

○羽仁五郎君 それではこの各省については、さつきから各省の大臣からいふことでありましたが、全体についてはある責任をお持ちになるのだと思ふので伺ひたいと思ふのですが、この新旧定員比較試算といふものを拜見いたしますと、直ちに誰にでも眼に映ることは、非常に減らされるものと、非常に減らされるものとありませう。その代表的なものを挙げますと、比較的減らされないのは法務廳でありまして、大幅に減らされてゐるのは労働省であります。これは同じような意味だらうと思ふのです。これはどういふことを現わしてゐるのでしょうか。今日政府が考へておられるところでは、労働省が持つておる機構といふものは、民自黨の内閣としては余り重要に考へてならない。つまり國民が憲法で保障されてゐるような労働權といふものを十分に守られて、さうして働きたいと思ふ人は働いて、さうして適當な収入を得るといふことは余り構わな

い。失業しても構わな。それが泥棒したならば法務廳を余り減らしてないから十分捉まえる用意がある。さういふような政策の現われであると思ふよりも外ないと思ふのですが、どうですか。(笑聲)

○國務大臣(本多市郎君) 実は今回の整理に最初から除外例といつたしまして、原則通りの率を適用しないといふことを決めてかかつたのですが、檢察廳、刑務所等の職員、さういふようなものがありますし、更に又各省、各廳の事務につきまして、その事務の性質に鑑みましていふ、勸業をいたしました。お手許に配付されております

る整理の結果の減といふものがまづまづになつてゐるのはその結果でございませう。さうして甚だしい減いがあるます点につきましては、実は刑務所、檢察廳の方はさういふ關係がありません。例へば文部省にいたしますと、國立学校の教員、さういふ關係者だけでも六万名からあると思ひますが、講堂等の關係でどうしても定員減などをやることは適當でないといふやうなことが含まれておりましたために、本廳においては大体において外と同じやうな整理ができますけれども、率において非常に低くなつておる。労働省、經濟安定本部等におきまして、同じやうな方針を以て臨んだが、さういふところには只今申し上げましたやうな除外例の對象となる大きな人数がなかつた結果、全体としては非常に率が高くなつてゐるやうに見えるのでございませう。尤もその率を全然考へないでやつたかといふことになりませう、これは一課一課、一人々々に當つて見なければならぬ。一課一課になつて参りますので、大體同じやうな程度のところには同じやうな率を適用いたしております。その結果が非常にまち／＼になつてゐる事情はさういふわけでありまして、それを以て見まして、全体を對象として一率に天引したものでないかといふことがお分り下さることと思ひます。

○羽仁五郎君 それではその点について人事院總裁に伺ひたいのですが、現在人事院が行政整理に積極的になつてゐる方々、今のやうな点でやはり人事院が人事行政の公正を守られる責任が

おありになる以上、政府が今作られたこの新旧定員について明瞭に人事院が

すでに今までお持ちになつておる資料から見ても不當であるといふ結論が

出せるものがあるのではないかと思ふのです。例へばこの労働省の場合には當然さういふものが考へられますが、これは数日前から人事委員会でも赤松委員が指摘されておるやうな事実があると思ふのです。さういふものは別に完全な結論が出ないからといつて、人事院がそのまゝになつておらないで、政府に向つて明瞭にさういふやうな人員が整理されることによつてその機能に阻害されるさういふような点は御報告になるなり、もう少し積極的に御協議になるなりする方が目的が到達されると思ふのです。大體現在の政府の方は警察の機能は非常に御理解になつておる。ところが労働省の機能については御理解になつておらない点もあるかも知れないので、さういふ点については現在の人事院が持つてゐる資料でも御意見が出せるのではないか。その点御意見をお出しな

るお考へがあるかどうか。同じやうなことですが、さつき委員からも行政機構の簡素化、ストリーム・ラインにする、ストリーム・ライン化するといふ点で、現在の日本の政府がやつておることが直ちに改め得るやうなストリーム・ライン化の理論といふもの、或いはその實際の方策についても人事院でも或る程度のものをお持ちになつておるのではないかと思ふのですが、この際でできるだけ政府の方に御出しいな

る方がよいと思ふのですが、さういふお考へはさういふものではないのですか。いわゆるレッド・テープといふものを即座に止めるべきものが幾つもあ

るのですが、最近な例ですが、はんこをつく

ことは止めたらどうかという事はす
でに御研究済みだろうと思ふので、そ
ういふものはどん／＼と御意見を
しになつたらどうかと思ふのですが、
そういうお考えがあるかどうかです。

○政府委員（淺井清重） お答えを申上
げますけれども、現在の段階におきま
しては、定員等については人事院より
行政管理局の方が正確な資料を持つて
おるのでございます。そこでこの行政

管理局の出されておりますところの
定員について適當であるとも又不適當
であるとも人事院としては全然言ひ難
い段階でございますが、ただ最も正確
に近い定員というものが出るのは上か
ら決めるのが定員ではなくて、下から

個々に積上げて来たところに出るのが
定員でございますが、これは職階制を
人事院がやりましたならば極めて明確
になる。そうなりますれば、人事院は行

政管理局に對しまして、この定員は多
いか、この定員は少いかという事
が最早何人も納得し得る基礎で言ひ得
るのでございまして、現在ではこの定

員に關する問題は行政管理局に屬して
おりますので、現在でも人事院に資
料があるとおつしやりますけれども、
現在におきましては行政管理局が持つ

ております資料以上のものはこの定
員については持つておらないのでござ
います。どうぞそのように御了承願ひ
ます。後の方の問題は、要するに能率

という事に着するだろうと思ひま
すが、それはお言葉の通り、人事院と
いたしましてはできるだけ速かにその
点をやりたいと思ふのであります。

幾が言われるが、やはりこの行政整理
ができるだけ公平に行われるというこ
とでないかと納得されないので、その政
府がお持ちになつておる資料を至急人

事院に提示されて、そうして人事院の
意見を必要の限りに聞かれる。こ
れは繰返して申上げますように、この
間から赤松委員が指摘されますよう

に、労働基準監督官が二千八人しかおら
ない。そして四十万の工場を見て歩
く。従つて四年目に一遍しか行けない

ことになる。昨夕のラジオの労働の時
間などは、労働基準監督官が来て、子
供が工場で働いてゐるのを見て、直ち

にこれを救うという甚だ美しいニュー
スがあつたのですが、あれが四年に一
遍しか行けないということになると、

あの子供は神経衰弱になつて、肺病に
なつて死んでしまつて間に合わないこ
とになります。大體法務廳などには十

分の御理解があるのですから、せめて
労働省については人事院の御意見を聞
いて今のような点を是正せられるとい

うお考えはないでしょうか。
○國務大臣（本多市郎君） 行政管理局
といたしまして、これだけ大なる機

○羽仁五郎君 さつき鈴木委員からお
尋ねの件ですが、或いはそれについて
他の委員も強調されましたが、單に人

数だけを出されても審議のしようがな
いという点についてはお答えがなかつ
たのですが、いいとか悪いとかいうこ

とが言える程度の資料は出して頂きた
い。これはお出しになるものかどうか
ふりに期待しております。

それから續いて伺いたいことは、今
のような問題が實際出て来た場合に特
例というものを認めになるお考え

が、全然お認めにならないお考えであ
るか。
○國務大臣（本多市郎君） 只今提案
いたしております原案を変更するとい

う考えは持つておらないのでありま
す。
○羽仁五郎君 この年度の行政整理の
消極的な基準として人事院は公平の原

則は守るべきこと、又組合活動の故を
以て整理せらるべきことは許すべから
ざるものであることを、その二つを言

明されましたが、今度の行政整理の場
合、政府としても同じ方針を堅持され
ると思ひますが、如何でしょうか。

○國務大臣（本多市郎君） 人員整理に
つきまして人事院規則を以てされまし
たその事項については、勿論これに従

い、この範圍内において最善を盡すべ
きだと思ひます。
○藤森眞治君 先程からいろいろ伺つ

ておりますと、よく分りませんが定員
の数を持つて来たその基礎をいろいろ
お尋ねになつておられますけれども、明

確な答えがない。而もこれは天引はな
い、機構改革ということも関連して
來てゐるというふうに言われてゐる

が、勿論その通りでありませんが、そ
うすると尙我々の方ではその起つて來
る基礎を聞きたいというところにす

で、違ひがありますが、それが一向進展
しない。而も本多國務大臣は各省で調
べて呉れるというお話でありました。

若し只今本多國務大臣の下に各省の或
いは基礎の何がござい、ますならば、た
だ数字だけということでも……詳細

のものがござい、ませんようにしたら、
もうこのくらいで、この何は幾ら、同
じことを申ししても同じことなんで

を意味すると思つて最前答えたのでご
ざいます。この案をまとめ上げました
やり方は、何局はどういうことを受持

つ、どの役所はどのくらい減らしても
支障なくやつて行けはしまいか、それ
から研究に入りまして、これは支障あ

るまい、大丈夫だという結論に達した
のであります。そういう調査の仕方
でこの結論が出たものでござい、ます。勿

論これを認識不足でやられれば大変な
間違ひを生ずることと思ひますが、日
常その事務を監督しておられます所管

大臣、又その部局長の意見等が総合さ
れて決定されたものでござい、ます。
○藤森眞治君 そうすると、所管大臣

からあなたのお手許にいろいろなこ
うだといふ基本的な数字、或いは基
礎が出ておると思ひますが、これを何

かお示し願ひわけには参りませんか。
○國務大臣（本多市郎君） これはそれ
を調査査定いたします段階におきまし

て、この仕事はこういう事情から、
例えば二閣三制という原則通りの減員
は困難であるというふうな申出をされ

たものはござい、ます。それらについて
も政府全体として調査をした結果にな
つておるのであります。そういうこ

とであります。
○三好雄君 先程本多國務大臣は、事

務量を考へて大體この程度減らしても
やつて行ける、こういう見通しを以て

今回の定員法を作られたようなお話で
あります。私はそれは全部事實に
反するとは思ひませんが、部分的には

まだ事務というものがどういふふう
になるか決まつておらないものがある
のであります。例えて申しますと、地

方の出先機関の行なつていた事務の如何
なる分量を府縣に委譲するかについて

当の資料を持っておられると人事院総

ことは当然だろうと思ひます。

が、勿論その通りでありませんが、そ

ろうとも例外を認めず一律にやること

なる分量を府縣に委譲するかについて

は、関係各省の答弁を聞いて見ますと

いうと、まだその筋と折衝中で成案も

できておられない、こゝういふお話であり

ます。つまり事務の量の決定が後廻し

になつておるものがあるものであります

が、こゝういふものについての定員はど

ういふふうり決定されたか、お答え願

きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 仕事の量が

ころを決定いたしました次第でございま

す。

○森松常子君 先程本多大臣はこの定

員で十分に行政をやつて行ける自信が

あるし、支障を来さないだろうとおつ

しやつておりましたけれども、先程人

事院総裁がおつしやいましたように行

政整理は下から積上げて行つて、そ

してその上に出た数字が本當に正しい

のだとおつしやつておりますが、私は

同感でございますが、この行政整理の

嵐が吹き始めましたから、すでに如々

で不安と動搖が起つております。私が

申すまでもなく各官廳の上の方は御存

じとは存じますが、御存じだか

ら余り不安がないと思つておりました

が、下の方では非常に混亂が起きて

おります。事実上仕事は非常に滞滯

いたしておりますことは私共よく

存じておる次第であります。こゝうい

う点から申しますと、非常に去年以來

マイナスが、こゝういふ点で金とか形に

現わせないマイナスが非常に起きてお

る問題だと思ひます。でこゝういふこ

を考へまして、ただ財政の面からとお

つしやつておりますそのプラスの面

と、それから今申します去年以來半年

以上の互ひ、こゝういふ不安から来る行

政の支障というもののマイナスとプラ

スマイナスといふものと、非常に恐ろ

しいように感ぜられるのであります。

それで今日私は生活協同組合の代

表者から伺つたこととございまして、

去年でございました生活協同組合法

を突進いたしましたその施行細則に、各

府縣廳に生活課を設置するといふこと

が決められておりますけれども、予算

の点でまだ作つておらないところが多

いわけでありまして、作つておるとこ

ろに非常に私は矛盾を感じるものでご

ざいますけれども、こゝういふ点をお考

えになつていらつしやいますか、如何

でございますか。

○國務大臣(本多市郎君) 今の生活課

の問題は所管が厚生省ではなからうか

と思ひますが、実はどういふ課を設

置るかといふところまでは、今度の機

構では決れておりませんので、この機

構の範圍内、人員の範圍内において各

省大臣が内部の課、係等の決定をし、

人員の配置をやるのでございします。こ

れは機会がありましてならば所管大臣

は厚生大臣と思ひますから、そちらか

らでも御説明申上げたいと思ひます。

○森松常子君 私の申しますのは、こ

の定員法に少しも科学性がないからそ

ういふ不安が起きているといふ点を御

きたいのでございしますが、それで今下

の事情を、下から積上げたもので

なくちやならないといふ点について、

こゝういふ点をお考へになつておるの

でございまして、如何でございまし

ようか。

○國務大臣(本多市郎君) 只今の下

からずつと積上げて結果人員が幾ら不

になる、冗員を生ずるというふうなこ

とが職階制等がこゝういふことを目標に

制定されるものと思ひますが、こゝうい

ふものがはつきりして來ましたなら

ば、今よりは確かに人員の何名が適当

であるかといふことは調査し易くなる

と思ひます。併しこゝういふではないとい

ふことで、今日の場合行政機關の責任

者が日常事務を監督いたしておられ

て、何名くらいは減らしても大丈夫や

つて行けるという、こゝういふ考へ方は

全く非科学的なものであるかと申しま

す、決して私はこゝういふではないと存じ

ます。こゝういふ方法で今回行政整理を

やりまして、只今お話のありました

ような大なる支障、矛盾等を来さない

といふことが保証されますならばやは

り一向差支なからう、こゝう考へており

ます。

○森松常子君 じゃ、若しもそれはつ

きりおつしやつておりましたけれども、

事実上それがスムーズに行かなくて支

障を來したような場合は一体責任は誰

がお取りになるのでございまして。

○國務大臣(本多市郎君) こゝういふこ

とのないよう全力を盡したいと考へ

ます。

○鈴木直人君 私は実際の今までやつ

た経験として、私はやはりこれは各省

大臣が責任を以て各局長などと相談

し、課長と相談し、こゝうして細部にま

で考へて、現在ほどだけおるかとい

ふことを考へて、こゝうしてあつたこ

う減らそう、こゝういふところはこれだけ

残して置かうといふふうな、末端にお

いて配属の結果積み上げられてきた

ものと私はどうもそう思ふわけでは

實際にやつた経験としてです。それ

で本多國務大臣はこゝういふやないのだ、

これはもう総合的なものだ、何人とい

ふ人数を総合的に決めたものだとい

ふのです。まあ行政管理局は各大臣

が決めたものを取極めてこゝに出てい

るくらいのものであつて、又問題にな

つていふものはそれは閣議で決めるで

しうけれども、恐らくこれを築き上

げるまでは、各省において末端で協議

をし、討議をし、こゝうしてあつた

課は何人減らされるのだ、わしの局は

何人減らされるというふうなことになる

つて、こゝうして、私のこゝうの

、例えば食糧管理局なら食糧管理局

【参議院】

昭和二十四年五月十三日

参議院内閣・人事委員会委員長第一号

第三十三期

一九

695

は非常に重要なことから、これはこれだけでいい、これはこのくらゐにして貰いたい、それじゃそうしよう、そういうような話合ひの下にこれはできたのだと、私は幾ら本多國務大臣が言われても私はそういう科学性があるものだと思う。従つてこれは差当り当面の問題は個人々々の首切りに関係するものですから、非常に末端に於いては大臣なんかよりもよく知つておるのです。ああこゝでは何人首になることがある、次長が何人減らされることある、課長は何人だということ、一人々々にそれ／＼三級とか、二級とか、課長とか何とかというものがちやんと一人々々についておるものであつて、單なる漠然と何人というような性格のものじゃないと、私はどうしても信ずるのです。そこで行政各省設置法案を我々はやつてゐるのですけれども、この各省設置法案をこれから修正する場合にも、この漏を減らし部にするとか、こつちの奴をこゝういふふうにするという場合に、やはりこゝのところに響いて来るだろうということを私は私は考えましたもので、定員法を早く見たかつたのです。定員法を早く見て、そして各省設置法案、新しい設置法と勘案して組織的にできたものと解釈しておるために、これと一緒に並行して見なければ、各省設置法というものは我々は審議できないと思つて、この定員法というものを案に非常には早く出して貰いたいのと思つておつたのです。ところが今の説明を聞きますと定員法なんてのは余り要らないのです。これは本當に實際においてはですね。そしてこれじや今度はどこが減らされて、どこが殖

えるかということがちつとも分らないような定員法では私はないと思つた、大臣は盛んにそうじゃない、それは總教を決めたのだといふんですが、やはりこれは下から築き上げられて、そして具体的に末端には大体において決まつておるのだと、こゝういふふうには私は解釈するのですが、その点はどうでしょう。

○國務大臣(本多市郎君) 最前と同じことになるのですが、今の段階では實際今更なりましたような方法で最善を盡す外はなからうかと思つたのでございす。更にこの程度の定員法ならば無意味ではないかというお話でございす。したが、今までは御承知の通りに法案を通過させますと、その後大蔵省の査定によつて官吏が配置されるというふうなこともありまして、大体その法律を制定した結果がどれくらい役人が殖えつつあるかということも國會として分らないことの方が多かつたのでございす。今回は、公務員の数が殖え過ぎるというの一般國民の輿論でもあります。それに對しまして國會を通過しなければ定員の変更はできないのだ、こゝういふはつきりしたものを握つてこれから行くというところは、國家全体の行政規模を相當程度に把握するに役立つものと考へておりますので、これは將來の完成を期して、この際はこの程度のことを是非實現いたしたいと考へております。

○羽仁五郎君 具体的に考へて見ますと、結局さつき三好委員に對する本多國務相のお答えにあつたように、大体大權把とか天引とか言わないういまでも、ややそれに近い可なり大きな形で整理されるわけですから、ですからどうして

でもそこに無理な整理があつたり、或いは不合理な整理があつたりするといふことは想像に難くないと思つたのです。これ卑近な例を引いては恐縮ですが、一軒の家で二割乃至三割の節約をしようじゃないかといふことを甲合せするのはいいですが、さてそれを実行する段になるとな／＼その家の御主人が煙草を喫つたりお酒を飲んだりする方は余り節約しないで、母親なり、子供の方が節約するといふことになり易いのです。これは卑近な例のようですが、實際に官廳においてもさういふことが起り易いんじゃないかと思つたのです。それに対して対策を持つていて頂きたいと思つたのですが、どういふ対策をお持ちになつておるか。私はその対策が國家公務員法で規定する。つまり訴願の途であると思つたのです。これについてはさつきも御意見を伺つたのですが、それ以外に何かそれを救済する対策をお持ちになつておるかどうか、これは公共の福祉という概念についても同様なんです。堀君が頻りに言われるのもその点の意味で、公共の福祉といふことはいいのですが、丁度家庭の節約といふような意味と同じように、現在力を持つておる人に有利に解決されて、現在力を持つていない弱い方が不當な取扱を受け易い、而もそれが國家の見地から言へば由々しい問題になつて来るという意味で、さういふ意味の対策をどういふふうにしてお考へになつておるか、それを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 只今のお話は一通りに互ひはしないかと思つたのでありますが、この人員整理がその仕事に均衡をとるようによいことを行な

つてはおるけれども、均衡を著して、或る面においては仕事の上に無理が生ずる面があるんじゃないかといふのが最初のお話のようでありましたが、これはどういふ面にも無理や支障の生じないやうにしようとするのであつたのであります。只今のところはどこが特に無理や支障を生ずるだろうといふところを私はこの案で持つておらないのでございす。更に又人員整理の結果につ

に置くと、結局その機能を發揮できないじゃないかといふことが指摘されたんですが、今回の事例に鑑みて人事院總裁はその点について大臣の言われらうように、大勢の人が切られるんだから、その訴願は取上げられないといふことではなくて、理論上人事院の中に苦情処理機關というものがあつたといふことが理論上今回のような結果を導いたといふことを反省しておられないでしようか、どうでしょう。

○政府委員(淺井清君) お言葉ではございすけれども、その問題は今回の問題と別問題だらうと思つております。仰せのようにそのような人事院の中にさういふ訴願機關を設けることは決して職員を保護するものではないといふやうな行き方も一つの大きな行き方ではございす。これは私はこの人事院に與えられた独立性といふもので十分カバーされてあると思つております。若しそのやうなことを申しますれば、國家の設けております裁判所で國家自身が原告被告になれないといふことにもなりますので、これはものの考へようであらうと思つておりますが、そのために人事院には独立性が與えられておるのであつて、さういふことでなかつたがために今回のやうな結果を來した、この二つの関連性は、どうも私は認めていないのでございす。

○三好委員 先般内閣委員会吉田首相の出席を求めて、行政整理についてお尋ねいたしましたときに、確か本多國務大臣も出席されておつたと思ひますが、首相は行政整理の目標として大体三つの項目を示されました。それは財政の節減と行政の簡素化、もう一つ

○三好委員 先般内閣委員会吉田首相の出席を求めて、行政整理についてお尋ねいたしましたときに、確か本多國務大臣も出席されておつたと思ひますが、首相は行政整理の目標として大体三つの項目を示されました。それは財政の節減と行政の簡素化、もう一つ

○三好委員 先般内閣委員会吉田首相の出席を求めて、行政整理についてお尋ねいたしましたときに、確か本多國務大臣も出席されておつたと思ひますが、首相は行政整理の目標として大体三つの項目を示されました。それは財政の節減と行政の簡素化、もう一つ

や今度はどこが減らされて、どこが殖

されるわけですから、ですからどうし

に均衡をとるようということで行な

判を受くべきじゃないか、人事院の中

財政の簡減と行政の簡素化、もう一つ

は官吏の綱紀整正であつたかと思いま

ところで今回提案されております定

員法を見まして、又政府の提案理由の

説明を伺いますと、今回の人員

整理の最大の狙いというよりも、むしろ

第三十三部 参議院内閣・人事連合委員会会議録第一号 昭和二十四年五月十三日【参議院】

ねいたしたのであります。実は

各官廳の職員とも、行政整理が六月一

日に行われるというので、退職後の

自分達の生活について相当不安を持

つてゐる現状なんでありまして、内閣で

申上げました通りに、従前の例を尊重

いたしまして、でき得る限り離職する

人達に適切な額になるようにというこ

とを期待して今調査中でありまして、こ

れも一兩日のうちに政府の方針も決

される以上はこれだけの財政上の負担

の軽減になるのだからして、だから行

政整理をやるんだということを最初に

語られる方が最も合理的ではないか。

ところが定員法が出されて、そうして

とについて……大体お終いになつたよ

うですから、ちよつと次のときまでに

退職手当等の資料は出して頂けません

か。それから今日午後の新定員の第一

表、第二表、二つ頂きましたが、先程

696

内閣委員 委員長 理事 委員 人事委員 委員長 理事 委員 國務大臣 政府委員 總理廳事務官 行政管理局次長 總理廳事務官 行政管理局次長 人事院總裁	河井 彌八君 カニエ邦彦君 中川 幸平君 藤森 眞治君 河崎 ナツ君 荒井 八郎君 城 義臣君 佐々木鹿藏君 岩本 月洲君 下條 康麿君 鈴木 直人君 堀 眞理君 三好 始君 中井 光次君 木下 源吾君 宇都宮 登君 赤松 常子君 小串 清一君 木槍三四郎君 寺尾 博君 東浦 庄治君 羽仁 五郎君 岩男 仁蔵君 本多 市郎君
--	--